

## **第4章 全体構想 ～都市計画の方針～**

# 第1節 土地利用

目標とする都市の姿を実現するための土地利用の方針として、保全・再生・創造の土地利用を基本とし、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれた地域ごとの特性をいかして、秩序ある土地利用や集約的な都市機能<sup>※1</sup>の配置を図ります。

また、特に、産業、商業の立地誘導については、都市計画手法の戦略的な活用により、総合的な支援体制を構築します。

**【関連計画】**

京都市防災都市づくり計画，未来・京都観光振興計画2010<sup>+</sup>5，京都市商業集積ガイドプラン，京都市MICE戦略，京都市住宅マスタープラン，京都市農林行政基本方針，京都市新価値創造ビジョン 等

## (1) 商業・業務の集積地等における土地利用

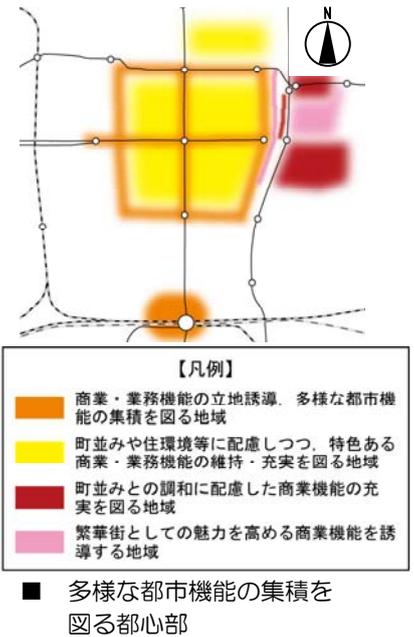
### ①にぎわいを生み出す都心部の魅力向上

都市に活力とにぎわいを生み出す都心部においては、既存の商業・業務機能を更に高め、魅力的な商業機能をはじめとする多様な都市機能<sup>※1</sup>の集積を促進します。

**【具体的な方針】**

ア 四条烏丸を中心とする周辺の幹線道路（御池通，四条通，五条通，河原町通，烏丸通，堀川通）沿いや京都駅周辺については、京都の商業・業務の中心として利便性を維持向上するため、商業・業務機能の立地を誘導するとともに、多様な都市機能の集積を図ります。

イ 歩いて楽しいまちづくりの先導的な地区である職住共存<sup>※2</sup>地区では、自動車交通の抑制と歩行者空間の拡充・魅力化に努めます。また、既存の町並みや住環境、防災性能の向上に配慮しつつ、京町家<sup>※3</sup>等をはじめとする既存ストックの活用等による、特色ある商業・業務機能の維持・充実と都心居住の促進を図ることで、魅力的な都市空間を形成していきます。



※1 都市機能：商業機能，産業機能（知恵産業を含む），業務機能，文化交流機能等

※2 職住共存：店舗付住宅や工場付住宅が立ち並び等，産業と暮らしが結びつき，職と住が共存している町並み又は職と住が一体となった暮らし。

※3 京町家：京都市内で戦前に市街化されていた地域において，伝統的な軸組木造の構造で大戸，虫籠窓等の特徴的な外観を持ち，通り庭，続き間，坪庭，奥庭を保有しているか，過去に有していた建築物

ウ 祇園町南側周辺や新橋周辺、先斗町周辺をはじめとする、京都らしい風情があり、京町家※<sup>1</sup>など伝統的な建築物が多く残る場所では、防災性能の向上を図りつつ、建築物や町並みとの調和に配慮した商業機能の充実を図ります。

エ 木屋町通周辺や祇園町北側周辺などの繁華街については、その魅力を高める商業機能の誘導を図ります。

オ シンボルロードとして位置付けている御池通については、都心部のにぎわいのある魅力的な市街地の形成を図るため、緑化に努めるとともに、沿道建築物の景観形成やにぎわいのある土地利用の誘導等により、世界中の人に知られるような京都のメインストリートの形成を図ります。また、烏丸通をはじめとした都心部のその他の通りの沿道においても、それぞれの通りごとの特性に応じたにぎわいの創出を図ります。

■御池通シンボルロード



■四条通沿道のまちなみ



■烏丸通沿道のまちなみ



■祇園町南側地区のまちなみ



施策の一例

- ・ 周辺環境に配慮した商業・業務機能の充実（地区計画※<sup>2</sup>や特別用途地区※<sup>3</sup>等の活用）
  - ・ 職住共存※<sup>3</sup>地区における特色ある機能の維持・充実（特別用途地区※<sup>4</sup>等の活用）
- 等

※<sup>1</sup> 京町家：京都市内で戦前に市街化されていた地域において、伝統的な軸組木造の構造で大戸、虫籠窓等の特徴的な外観を持ち、通り庭、続き間、坪庭、奥庭を保っているか、過去に有していた建築物

※<sup>2</sup> 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

※<sup>3</sup> 特別用途地区：用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るための地区。（都市計画法第9条）

## ②公共交通と連携した商業・業務機能の集積と生活拠点の充実

公共交通ネットワークを最大限に活用するため、都心部のように既に商業・業務機能が集積する地下鉄をはじめとする鉄道駅などの公共交通の拠点周辺では、商業・業務機能の更なる集積や充実を図ります。また、市内各地にある地下鉄をはじめとする鉄道駅などの公共交通の拠点や商店街などの地域の核となる箇所では、地域での生活を支える商業・業務機能の充実を図るとともに、大規模小売店舗等の適正な規模や秩序ある立地の誘導を図ります。



■ 地下鉄駅（烏丸御池駅）

### 【具体的な方針】

- ア 都心部のように都市基盤が整備されており、商業・業務機能が集積する地下鉄をはじめとする鉄道駅などの公共交通の拠点周辺では、より一層都市の活力を向上させるために、日常生活を支える機能に加え、広域のニーズに対応した多様な商業・業務機能の集積や充実を図ります。
- イ 市内各地の地下鉄をはじめとする鉄道駅などの公共交通の拠点や商店街などの地域の核となる箇所については、地域での生活を支える機能の充実を図ります。
- ウ 大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法<sup>※1</sup>の基準や京都市商業集積ガイドプラン<sup>※2</sup>等との整合を図りつつ、駐車場を含めた適正な規模や周辺環境との調和に配慮した秩序ある立地の誘導を図ります。

### 施策の一例

- ・ 公共交通の拠点での複合的な商業業務機能等の集積（地区計画<sup>※3</sup>や特別用途地区<sup>※4</sup>の活用、容積率の変更等）
- ・ 大規模小売店舗の誘導・規制 等

※1 大規模小売店舗立地法：大規模な小売店舗の進出に伴って、交通渋滞・騒音・廃棄物など周辺の生活環境へ影響が出ることを防ぐために、設置にあたって配慮すべき事項を定めた法律

※2 京都市商業集積ガイドプラン：市内を7種類のゾーンに分け、ゾーンごとに商業の集積の方向性を示すとともに、無秩序な商業開発の抑制を目的として、望ましい店舗面積の上限の目安を示したもの。

※3 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

※4 特別用途地区：用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るための地区。（都市計画法第9条）

### ③特色ある通りの形成

京都の魅力のひとつでもある市内各地の個性ある大路・小路の沿道地区において、特色ある商業・業務機能の立地誘導を図ります。

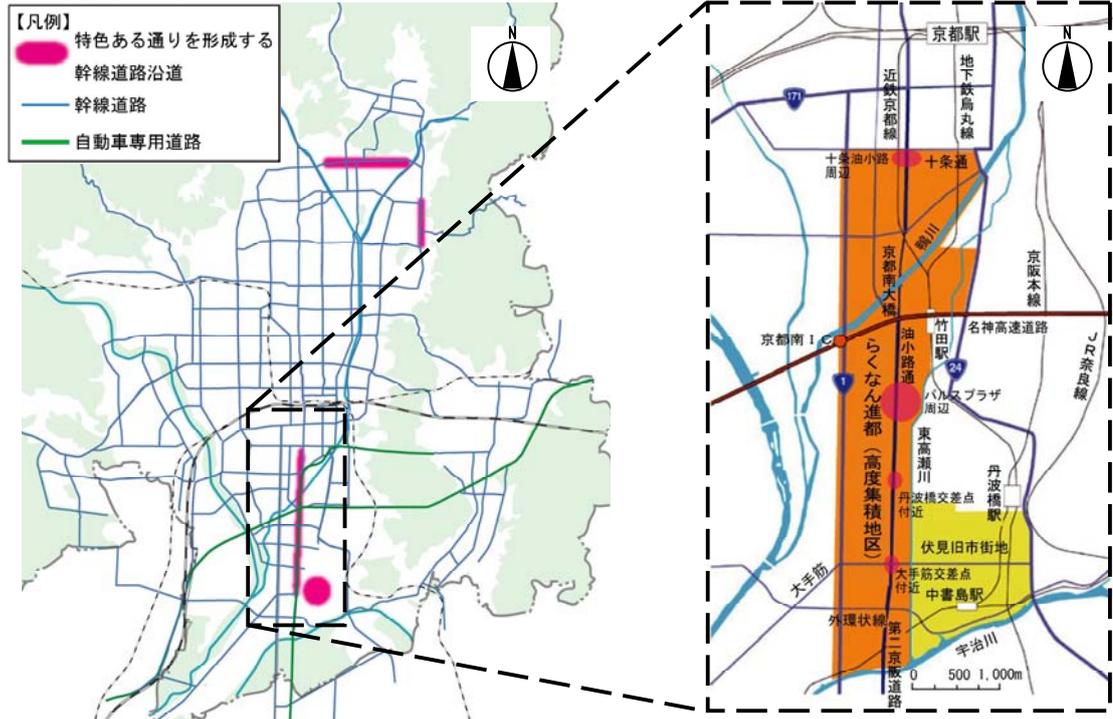


■ らくなん進都

#### 【具体的な方針】

- ア 北大路通，東大路通等，商業・業務機能がある幹線道路沿道では，その機能の維持・充実を図ります。
- イ 北山通の沿道では，植物園やコンサートホールなど地域資源をいかし，魅力的な商業機能の充実を図ります。
- ウ 白川通の沿道では，沿道景観と調和した魅力的な商業機能の充実を図ります。
- エ 伏見旧市街地では，いくつもの商店街等が持つ独自の賑わいや，多くの歴史・文化資源などをいかし，商業・業務機能の維持・充実を図ります。
- オ らくなん進都<sup>※1</sup>では，地区のシンボル軸となる油小路通沿道のパルスプラザ周辺や主要交差点において，本社・研究開発機能等の業務機能とともに商業・文化機能等の多様な都市機能<sup>※2</sup>の集積を図ります。

#### ■ 特色ある通り



#### 施策の一例

- ・ それぞれの通りの特性に応じた魅力的な商業機能の充実（地区計画<sup>※3</sup>の活用等）
- 等

※1 らくなん進都：新しい京都を発信するものづくり拠点としてまちづくりを進めている地域。油小路通を中心に概ね十条通、宇治川、東高瀬川、国道1号に囲まれた約607haの地域  
 ※2 都市機能：商業機能、産業機能（知恵産業を含む）、業務機能、文化交流機能等  
 ※3 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

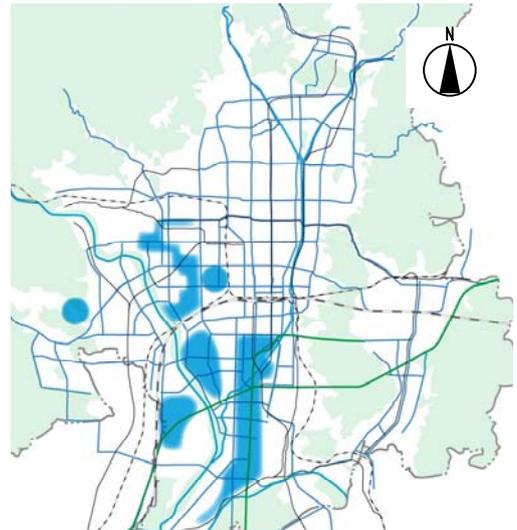
## (2) ものづくり産業等の集積地における土地利用

### ①ものづくり拠点の形成

ものづくり産業の重要な基盤となる工業の集積地や知恵産業の創出にも貢献する研究開発拠点においては、国際競争力を高める環境整備やものづくり都市を支える活力ある工業地の形成、企業立地支援を行うため、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応、周辺環境の整備改善・誘導等を図ります。

#### 【具体的な方針】

- ア 西部工業地域、国道1号近辺の横大路周辺、国道171号近辺の久我・羽束師地域など、ものづくり都市として重要な基盤となる工業を中心とする地域では、拠点づくりのため、工場の操業環境の創出を図ります。
- イ 国道1号及び国道171号等の主要な幹線道路沿道では、業務・生産・流通機能の誘導を図ります。
- ウ 南部創造のまちづくりの先導地区であるらくなん進都<sup>※1</sup>においては、安全・快適で魅力的な都市環境の創出や利便性の高い公共交通体系の整備、低炭素型<sup>※2</sup>のまちづくり等を進めながら、国内外の最先端のものづくり企業の生産・本社・研究開発・業務・流通機能の集積を図ります。
- エ 京都リサーチパーク地区では新産業の創出拠点として、研究開発、育成機能の集積を促進します。
- オ 桂イノベーションパーク地区では、大学との連携のもと、民間企業等から研究開発施設等の進出を促し、産学公連携による産業振興（研究開発）拠点として形成・充実を図ります。



#### 【凡例】

- ものづくり拠点
- ものづくり拠点

#### 施策の一例

- ・ 工場の操業環境保全を図るための周囲の土地利用検討
- ・ 生産機能の高度化と都市環境の整備改善等を行う整備計画への支援（地区計画<sup>※3</sup>の活用、都市計画制限の見直し等）
- ・ 工業・業務・流通機能等の誘導（建築物の用途に合わせた都市計画の柔軟な見直しや、地区計画を用いた高度地区<sup>※4</sup>の適用除外規定の活用等） 等

※1 らくなん進都：新しい京都を発信するものづくり拠点としてまちづくりを進めている地域。油小路通を中心に概ね十条通、宇治川、東高瀬川、国道1号に囲まれた約607haの地域

※2 低炭素社会：地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の都市構造、産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

※3 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

※4 高度地区：用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地域地区のことであり、本市では、居住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均衡の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として、土地利用及び地域特性を考慮して16種類の種別の建築物の高さの最高限度を指定している。

## ②ものづくり産業と居住環境の共存

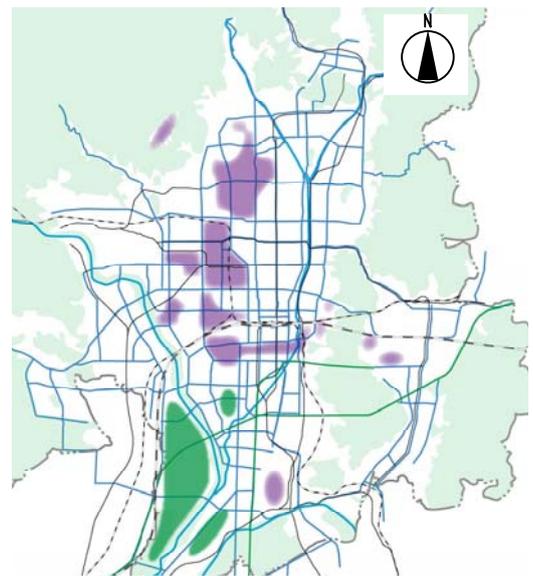
伝統産業から先端技術産業までの多様なものづくり産業と居住環境が共存し、京都のものづくりを支える地域においては、市街地内の緑なども活用し、ものづくり産業の操業環境と居住環境の調和を図ることで、今後とも住と工が共存できる環境の維持・充実を図ります。

### 【具体的な方針】

ア ものづくり産業が集積するとともに都市居住が共存する西ノ京や西京極、西九条、壬生、山ノ内、西院、山科区の南西部等の地域では、工場等の生産機能の充実や居住環境と調和した新たな産業展開など、住と工が共存できる環境の維持・充実を図ります。

イ 西陣織や京焼・清水焼などの京都を代表する伝統産業を中心とする地域では、居住環境との共存を前提に、各種製造業のまとまった生産機能の充実を図ることで、住と工が共存できる環境の維持を図ります。

ウ 吉祥院、横大路（概ね府道京都守口線の東側）、上鳥羽、久我・久我の杜・羽束師地域等、住・農・工の土地利用が混在する地域では、それらが適切に共存する環境の維持を図ります。



### 【凡例】

- 住と工が共存する地域
- 住・農・工が共存する地域
- 京都のものづくりを支える地域

### 施策の一例

- ・ 住と工が共存できる環境の維持（特別用途地区※<sup>1</sup>や地区計画※<sup>2</sup>の活用等）
- ・ 伝統産業をはじめとする住と工が共存する地区における今後の土地利用や環境整備の方向の検討（特別用途地区のあり方の検討等）
- ・ 周辺環境との調和ある共存（施設内の緑化や緩衝緑地の設置等） 等

※1 特別用途地区：用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るための地区。（都市計画法第9条）

※2 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

### (3) 良好な居住環境を誘導する土地利用

市街地内では、おおむね徒歩で移動でき、多世代が安心・快適に居住できる生活圏の形成に配慮します。また、地域の特性に応じた良好な住宅地の形成を図ることで、安心して住むことができる居住環境を担保します。

豊かな自然と共生する市街化調整区域<sup>※1</sup>においては、都市化を促進しないことを基本とし、自然環境と調和した既存集落等の居住環境の維持・保全・形成を目的とし、計画的な土地利用を図ります。



■ 西京桂坂地区

#### 【具体的な方針】

- ア 都心部や都心周辺部、既成市街地などの居住と商業、産業、業務機能が共存する地域では、居住環境と多様な都市機能<sup>※2</sup>が適切に共存する中低層で高密な住宅の誘導を図ります。
- イ 山ろく部や伝統的な町並みを保全すべき地域では、自然環境や歴史的環境と調和し、良好な居住環境を備えた低層で低密な住宅の誘導を図ります。
- ウ ものづくり産業と居住が共存する地域では、適切な居住環境と操業環境を両立するとともに、中低層で中密な住宅の誘導を図ります。
- エ 三山の山ろく部や郊外の住居専用の地域では、それぞれの地域特性等の条件に即したゆとりとうるおいのある居住環境の維持・向上・再生を図るため、低層で低密な住宅の誘導を図ります。
- オ 計画的に環境形成された洛西ニュータウンや向島ニュータウンなどでは、低層、中高層の住宅が計画的に配置されたゆとりある住宅地として良好な居住環境の維持を図ります。
- カ 既存の住宅地や大規模団地等で再生が必要なものについては、居住環境の再整備について検討します。
- キ 基盤整備により計画的に街区形成された公的な住宅地については、地域の特性に応じたゆとりとうるおいのある居住環境の維持・向上・再生を図るため、中低層で中低密の住宅を維持します。
- ク 外国籍市民や帰国者が多く居住されている地域については、多文化共生に配慮した居住環境の整備について検討します。
- ケ 高度経済成長<sup>※3</sup>期以降にスプロール<sup>※4</sup>的に開発された高密な住宅地が多い地域等においては、居住環境の改善を図ります。

※1 市街化調整区域：都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。この区域内では、開発行為や建築行為が原則として禁止されている。

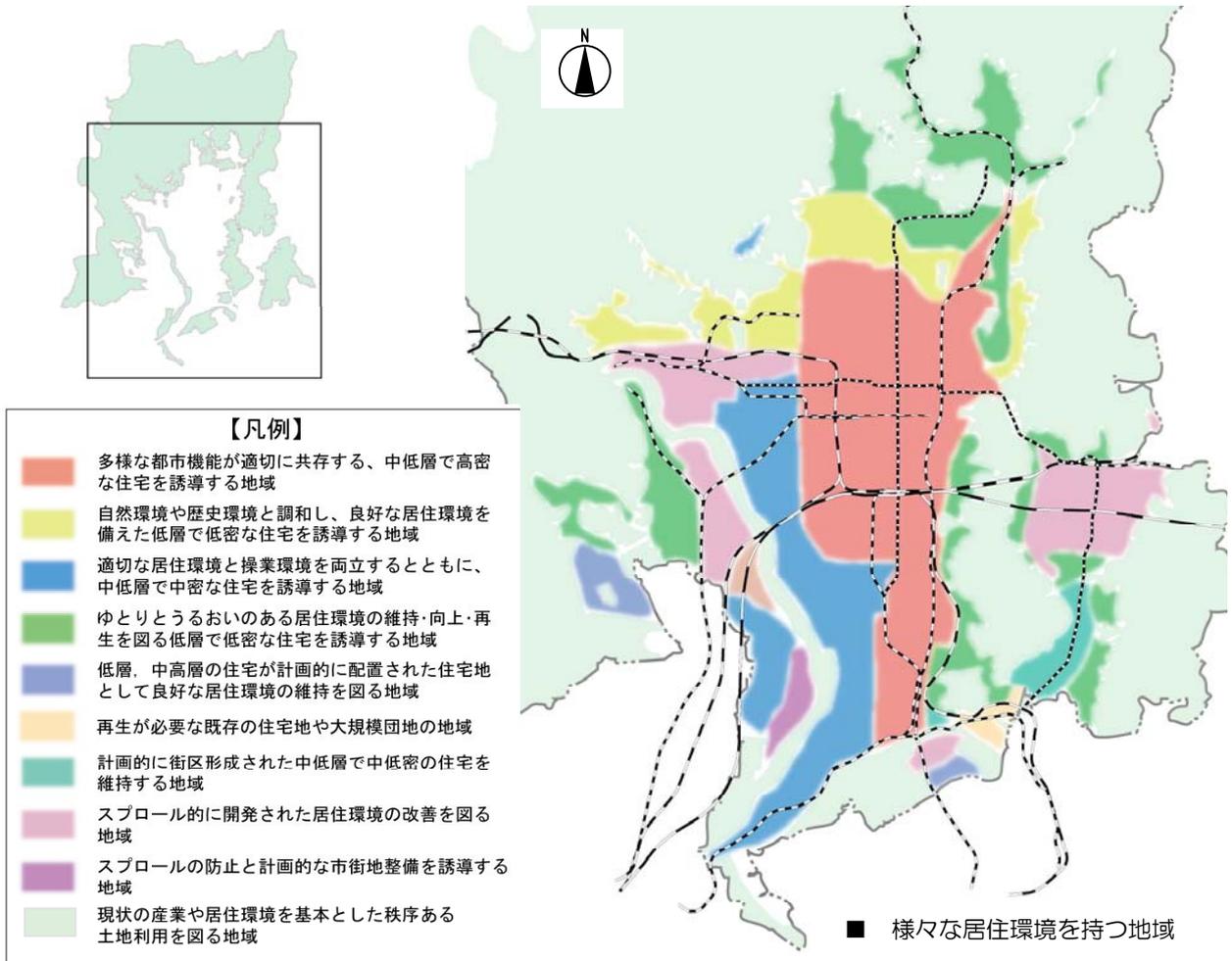
※2 都市機能：商業機能、産業機能（知恵産業を含む）、業務機能、文化交流機能等

※3 高度経済成長期：日本経済が飛躍的に成長を遂げた1950年代半ばから1970年代初頭までの期間。一般的には、高度経済成長は第一次オイルショックの1973年までとされている。

※4 スプロール市街地（スプロール化）：道路などの必要な都市基盤が不足している宅地が、都市周辺に無秩序に拡散する現象。そうした市街地をスプロール市街地と呼ぶ。

コ 市街化が見込まれる中大規模農地が残る地域については、スプロール<sup>※1</sup>の防止と計画的な市街地整備を誘導します。

サ 市街化調整区域<sup>※2</sup>や山間地域等の農林業が中心の地域では、市街化の拡大抑制と同時に緑豊かな自然環境の育成・保全を前提に、森林や農地の維持管理において重要な役割を果たしている地域住民の暮らしを支えるため、既存集落の維持を図り、現状の産業や居住環境を基本とした秩序ある土地利用を図ります。



**施策の一例**

- ・ 良好な住環境の誘導（地区計画<sup>※3</sup>や建築協定<sup>※4</sup>の活用、住宅地における適切な敷地や住宅規模の誘導など）
  - ・ 既存集落環境や土地利用の計画的な規制・誘導（市街化調整区域の地区計画<sup>※3</sup>等の活用）
- 等

※1 スプロール市街地（スプロール化）：道路などの必要な都市基盤が不足している宅地が、都市周辺に無秩序に拡散する現象。そうした市街地をスプロール市街地と呼ぶ。

※2 市街化調整区域：都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。この区域内では、開発行為や建築行為が原則として禁止されている。

※3 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

※4 建築協定：建築における最低基準を定める建築基準法では満たすことのできない地域の要求に対応するものである。地権者間、あるいは地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関し、建築基準法で定められた基準に上乗せすることができる。（建築基準法第69条）

## (4) 緑豊かな地域における土地利用

### ①三山をはじめとする自然景観の保全・再生

歴史都市・京都にとって極めて重要な役割を果たしている京都の歴史的景観の背景となる三山の緑や尾根の連なりをはじめとする自然景観について、森林の植生の保全や育成の取組とも連携しつつ、維持・保全を図ります。



■ 鞍馬地区(自然風景保全地区)

#### 【具体的な方針】

- ア 市街地景観の背景となる緑豊かな山々の自然景観や歴史的遺産と結びついた風致を維持・保全し、都市全体の美しさや市民の生活環境の保持を図ります。
- イ 三山の山すそ等においては、貴重な歴史資源と自然環境が一体となった歴史的風土の維持・保全を図ります。
- ウ 緑豊かな山並みで代表される自然風景を保全・再生し、緑を守り育てます。
- エ 三山とつながりの深い河川空間の景観保全を図ります。

#### 施策の一例

- ・ 風致や歴史的風土、自然風景の保全（風致地区<sup>※1</sup>や歴史的風土保存区域<sup>※2</sup>、自然風景保全地区<sup>※3</sup>の活用等） 等

- ※1 風致地区：都市における土地利用計画で、都市環境の保全を図るため、風致の維持に必要な区域を定め、建築行為だけでなく、樹木の伐採や宅地造成等の開発行為に対しても必要な規制を行っている地区のこと。
- ※2 歴史的風土保存地域：古都保存法に基づき、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域として指定された歴史的風土保存区域のうち、重要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に定める地域地区
- ※3 自然風景保全地区：市街地からの背景として眺望される緑豊かな山並みの自然風景を保全するため指定した地区

## ②市街地内やその近辺における緑の保全

自然と調和したゆとりとうるおいのある市街地の形成を図るうえで、三山の山すそや緑豊かな住宅地、神社仏閣などの市街地内にある緑やその近辺における緑について、それぞれの状況に合わせ、適切に維持・保全を図ります。



■ 小塩山（近郊緑地特別保全地区）

### 【具体的な方針】

- ア 嵐山、松尾、大原野、醍醐等の市街地の近辺における相当規模の広さを有する樹林地を無秩序な開発から保全します。また、小塩山や善峰寺周辺等の特に重要な緑地資源については、保全を図ります。
- イ 洛西中央地区や吉田山など、市街地内におけるまとまった緑地の保全を図ります。
- ウ 市街地内やその近辺の優良農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、緑のオープンスペース機能、避難のための空間としての機能、雨水の貯留や都市の水循環機能、公共施設等の保留地としての機能を目的として、維持方策を検討します。

### 施策の一例

- ・ 地域の特性に応じた緑地の保全・活用（近郊緑地特別保全地区<sup>※1</sup>や特別緑地保全地区<sup>※2</sup>の活用等）

※1 近郊緑地特別保全地区：都市近郊における樹林地のうち、相当規模の面積を有し無秩序な市街化の恐れのある区域のうちとくに重要な地区

※2 特別緑地保全地区：都市計画区域内において、都市の無秩序な市街化の防止に資する緑地等、都市における良好な自然的環境となる緑地のうち、特に重要な地区

### ③豊かな自然との共生

豊かな自然と共生する市街化調整区域<sup>※1</sup>や都市計画区域外の山間部等においては、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等のため、森林や農地の保全を図ります。また、土地利用については、都市化を促進しないことに留意して慎重に検討を進めます。



■ 山間部の集落

#### 【具体的な方針】

- ア 大原や鞍馬等の農山村集落では、京都市に残された貴重な緑の資源としての森林、農地の保全を図ります。
- イ 大原野や大枝等の市街化区域<sup>※2</sup>周辺に位置する既存農村集落については、都市近郊農業の振興と計画的な農地の保全を図ります。
- ウ 京北地域や花脊、久多等の山間部における林業や農業などの地域資源を活用した交流拠点の整備については、土地利用や基盤整備も含めて、その必要性を検討します。
- エ 大岩街道周辺地域では、周辺の自然と調和した良好な環境の誘導を図ります。

#### 施策の一例

- ・ 既存集落環境や土地利用の計画的な規制・誘導（市街化調整区域<sup>※1</sup>の地区計画<sup>※3</sup>の活用等）

※1 市街化調整区域：都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。この区域内では、開発行為や建築行為が原則として禁止されている。  
 ※2 市街化区域：都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先かつ計画的に市街化を計るべき区域のこと。  
 ※3 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

## (5) 京都の魅力を高める土地利用

### ① 国際文化観光都市としての土地利用の誘導

世界に誇る京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導します。



■ 岡崎地域

#### 【具体的な方針】

- ア 既存の良好な歴史・文化資源を維持します。また、京町家<sup>※1</sup>等の歴史的な建築物が建ち並ぶ地域においては、町並みを維持しつつ、防災性能の向上を図ります。
- イ MICE<sup>※2</sup>の活用による国際集客都市を目指し、宿泊機能等の立地誘導や充実を図ります。
- ウ 公共交通ネットワークと一体となった宿泊機能や観光サービス機能の充実を図ります。
- エ 祇園界わいでは、歴史環境に配慮した京都らしい商業サービス機能の充実を図ります。
- オ 八坂、清水等の社寺周辺などでは、京町家<sup>※1</sup>など伝統的な建築物や町並みとの調和に配慮した観光地にふさわしい観光、商業サービス機能の充実を図ります。
- カ 嵐山周辺では、周囲の住環境に配慮しつつ、観光地にふさわしい観光、商業サービス機能の誘導を図ります。
- キ 国立京都国際会館周辺では、周辺環境に配慮しつつ、MICE<sup>※2</sup>機能・国際交流機能の充実を図ります。
- ク 岡崎地域では、ゆとりある環境の保全に配慮しつつ、京都会館等のMICE<sup>※2</sup>機能・国際交流機能の充実や、京都市動物園などのレクリエーション機能、京都市美術館などの文化機能の充実を図るとともに、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の促進など、環境モデル都市を牽引する取組を進めます。
- ケ 京北地域や大原、鞍馬、花背、久多等をはじめとする観光資源の豊富な農山村集落では、自然環境との調和に留意した観光・レクリエーションなどの交流の場としての活用等について検討します。

#### 施策の一例

- ・ 周囲の環境に配慮した観光、商業サービス機能の誘導（世界的な知名度の高いホテルの誘致、地域の実情と将来像に応じた用途地域等の見直し等）
- ・ 緑豊かな自然環境の育成・保全を前提とした拠点の充実（地区計画<sup>※3</sup>の活用等）

等

※1 京町家：京都市内で戦前に市街化されていた地域において、伝統的な軸組木造の構造で大戸、虫籠窓等の特徴的な外観を持ち、通り庭、続き間、坪庭、奥庭を保っているか、過去に有していた建築物

※2 MICE：ミーティング（企業のミーティング等）、インセンティブ（企業が従業員の表彰や研修などの目的で実施する旅行）、コンベンション（国際団体、学会、協会が主催する総会、学会会議等）、イベント／エキジビション（文化・スポーツイベント、展示会・見本市）の総称。

※3 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

## ②大学のまちとしての土地利用の誘導

大学や研究所等が有する学術研究機能については、公共交通ネットワークや産業とのつながりを重視し、その機能の充実を誘導します。また、周辺生活環境との調和を図りつつ、学術研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進します。

### 【具体的な方針】

ア 産業とのつながりをいかした大学や、文化を創造する大学、地域に開かれた大学等の学術研究機能の誘致を図ります。また、山ノ内浄水場跡地については、大学を核とした拠点の形成を図ります。

イ 大学の流出防止や、学術研究機能の維持・充実のため、施設整備や機能更新時の支援を行います。

#### 施策の一例

- ・ 学術研究機能の高度化を伴う整備計画への支援（京都市大学施設整備支援・誘導制度に基づき、地区計画<sup>※1</sup>の活用と併せた容積率等の見直し等）
- ・ 広域交通の利便性により産業集積地域間の連携の役割を果たすらくなん進都<sup>※2</sup>での、産学公連携による研究開発拠点の整備等

※1 都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

※2 らくなん進都：新しい京都を発信するものづくり拠点としてまちづくりを進めている地域。油小路通を中心に概ね十条通、宇治川、東高瀬川、国道1号に囲まれた約607haの地域。

### ③交流機能を高める土地利用の誘導

周辺市街地の土地利用や市街地環境等に留意しながら、文化機能や、観光・娯楽・レクリエーション等をはじめとする交流機能の向上を誘導します。

#### 【具体的な方針】

- ア 梅小路公園周辺では、交流の拠点となるよう、再整備を進めている梅小路公園をはじめ、中央卸売市場第一市場、周辺商店街、京都リサーチパークなどを地域活性化の施設の核として、周辺地域全体の活性化を推進します。
- イ 日本の映画の中心地である太秦周辺では、情報発信機能の充実など、地域資源をいかしたレクリエーション機能の充実を図ります。
- ウ 文化芸術都市の創生のため、まちなかの拠点となる京都コンサートホール、地域文化会館等について、必要な施設整備等を進めます。

#### 施策の一例

- ・ 交流機能の向上に向けた地域の活性化支援（特別用途地区<sup>※1</sup>や地区計画<sup>※2</sup>の活用等）  
等

※1 特別用途地区：用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るための地区。（都市計画法第9条）

※2 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

## (6) 大規模な低未利用地における土地利用

大規模な低未利用地<sup>※1</sup>は、京都の活力の維持・向上を進める上で貴重な財産であることから、都市の空洞化や無秩序な開発とならないよう、計画的な土地利用を図ります。



■ 水垂埋立処分地

### 【具体的な方針】

- ア 予期しない工場跡地等の市街地における大規模な低未利用地の発生については、周辺の土地利用の状況や用途地域<sup>※2</sup>の指定状況や京都市商業集積ガイドプラン等との整合を図りつつ、適切な都市機能<sup>※3</sup>の誘導を行います。
- イ 埋立処分地跡地である水垂地区においては、南部地域における大規模な市有地であり、新たなスポーツ拠点施設を中心とした公園等有効活用を図ります。

#### 施策の一例

- ・ 適切な都市機能の誘導（用途地域等の見直しや地区計画<sup>※4</sup>の活用等）
- ・ 埋立処分地等の有効活用

等

- ※1 低未利用地：適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
- ※2 用途地域：都市計画法に基づく、都市計画マスタープランに定められた将来の土地利用の方針を踏まえ、市街地において住居、商業、その他の用途を適切に配分することにより、都市機能の維持増進や居住環境の保全を図ることを目的に定める地域地区のこと。12種類の用途地域があり、それぞれに応じて建築物の用途や形態などの規制が行なわれる。（都市計画法第8条、第9条など）
- ※3 都市機能：商業機能、産業機能（知恵産業を含む）、業務機能、文化交流機能等
- ※4 地区計画：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4第1項第1号）

## 第2節 歩くまち

目標とする都市の姿を実現するための歩くまちの方針として、地下鉄をはじめとする鉄道やバスなどの公共交通の利便性向上や歩行者の安全性の確保、快適な道路空間の構築、地域の特性に応じた公共空間の再配分などにより、過度に自動車に頼らない人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現します。

### 【関連計画】

京都市建設局中長期運営方針、「歩くまち・京都」総合交通戦略、改定京都市自転車総合計画等

### (1) 既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルにする

京都市内で運行するバス、鉄道の交通事業者等の連携により、京都に住まい、また京都を訪れるすべての人が、快適、便利に利用できる公共交通の利便性向上策を推進し、使いやすさを世界トップレベルにします。さらに、観光地交通対策や公共交通不便地域などの時期的・地域的問題への対応策を強化します。



■ 地下鉄

#### 【具体的な方針】

- ア 市内で運行するバス、鉄道の交通事業者等の連携により、利用者の目線で分かりやすい路線の構築、路線再編やダイヤ調整等による系統重複の解消など、公共交通の利便性向上策を推進します。
- イ バス専用・優先レーンや公共車両優先システム（PTPS）の拡充等、公共交通の優先走行空間の拡大による、クルマに対する優位性を確保します。また、分かりやすく利用しやすいバス停整備を進めます。
- ウ 鉄道事業者相互間の更なる情報の共有化を図るとともに、ユニバーサルデザイン※<sup>1</sup>の推進や乗継利便性の更なる向上など、人にやさしい旅客施設を整備します。
- エ 高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりを更に進めるため、旅客施設及びその周辺の道路等のバリアフリー化※<sup>2</sup>を重点的・一体的に推進します。
- オ 観光地交通対策として、パークアンドライド※<sup>3</sup>を充実させます。

※<sup>1</sup> ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方。

※<sup>2</sup> バリアフリー化：障壁（バリア）をなくすという意味で、床の段差を解消や、手すりを設置するなど、高齢者や障害者を含めて誰もが支障なく使えるように配慮すること。

※<sup>3</sup> パークアンドライド：クルマの市街地への乗り入れを抑制し、都市の慢性的な交通渋滞を緩和することを目的として、自宅から乗ってきたクルマを、途中で駅周辺の駐車場に停めてもらい、バスや電車などの公共交通機関への乗継ぎを促す制度

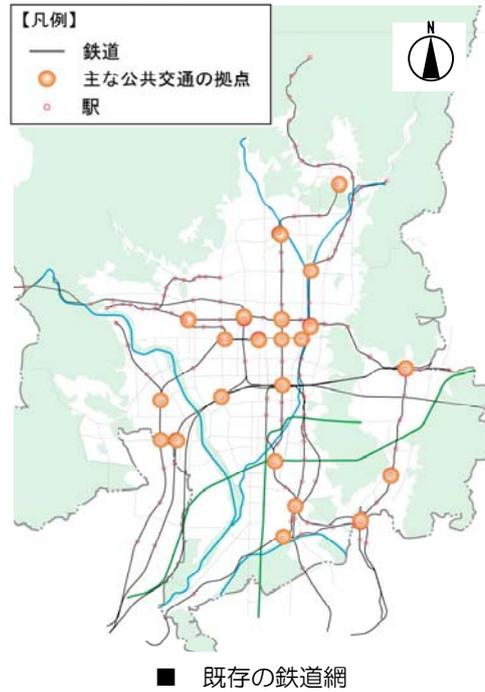
カ 山間部については、市民の主要な移動手段としての役割を担う生活交通を確保するため、地域住民や交通事業者、行政機関等がパートナーシップを構築し、地域のまちづくりと一体となった総合的な視点からの検討を進めます。

キ 地下鉄烏丸線を中心とした南北都市軸の整備については、らくなん進都の成熟を視野に入れながら、南部地域における公共交通のあり方を含めて検討します。

ク 地下鉄東西線を中心とした東西都市軸の整備については、周辺のまちづくりの動向や新しい輸送システムの調査研究を進めつつ、太秦天神川駅以西の公共交通のあり方を含めて、検討します。

ケ 鉄道の輸送力の増強やスピードアップ等を図るため、単線区間の複線化を推進します。

コ 都市のグローバル化に対応するために、世界へつながる新たな交通手段の構築を検討します。



■ 京都市内を走行する鉄道（五十音順）



施策の一例

- ・ バスの利便性向上策（バス事業者間で競争する路線・系統における路線の再編やダイヤ調整 等）
- ・ バス走行空間改善やバス停環境改善
- ・ 鉄道駅間などにおける乗継施設の整備・改善
- ・ 駅等のバリアフリー化※<sup>1</sup>の推進
- ・ 京都市周辺地域でのパークアンドライド※<sup>2</sup>の通年実施
- ・ JR奈良線の複線化 等

※<sup>1</sup> バリアフリー化：障壁（バリア）をなくすという意味で、床の段差を解消や、手すりを設置するなど、高齢者や障害者を含めて誰もが支障なく使えるように配慮すること。

※<sup>2</sup> パークアンドライド：クルマの市街地への乗り入れを抑制し、都市の慢性的な交通渋滞を緩和することを目的として、自宅から乗ってきたクルマを、途中で駅周辺の駐車場に停めてもらい、バスや電車などの公共交通機関への乗継ぎを促す制度

## (2) 歩く魅力を最大限に味わえる歩行者優先のまちづくり

京都の魅力を満喫できるように、「歩行者」を最優先とする快適な道路空間を確保するとともに、地域の特性に応じた道路の使い方を検討します。また、大勢の歩く人々による賑わいが生み出されるように歩行者空間拡大策を推進します。



さらに、既存鉄軌道網のミッシングリンク(切れ目)の解消、まちの賑わい創出、土地利用政策との整合、観光客の玄関口である京都駅との結節強化の観点などから、公共交通のあり方を再構築すべきと考えられる地域において、LRT<sup>※1</sup>やBRT<sup>※2</sup>の導入など、それぞれの地域特性を踏まえた新しい公共交通の実現に向け、市民のコンセンサスを得ることや、国の支援について要望を行うとともに、民間との連携等を図りながら検討を行います。

### 【具体的な方針】

- ア 「歩くまち・京都」を実現するためには、過度な自動車利用や自動車流入を抑制することが重要であり、そのためにも、地域の特性に応じ、多様な交通手段に配慮しながら道路空間の機能を見直します。
- イ 市民生活を支える物流交通の自動車など、必要な車両の走行に配慮する一方で、都心部や住宅地などにおいては人を主役とし、公共交通を優先するとともに、マイカー利用の抑制が図られるような道路の機能分担を図ります。
- ウ 無電柱化やユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>の推進と併せて道路空間の再構成を行うことにより、安心・安全で快適な歩行空間を創出します。
- エ 魅力的なまちづくり、中心市街地の活性化、都心における歩行者の支援、鉄軌道網のミッシングリンク(切れ目)をつなげる役割を持つといった機能を果たす地域におけるLRT<sup>※1</sup>の導入について検討します。
- オ 公共交通サービスの質の向上(速達性、定時性、乗りやすさ等)、環境負荷の軽減、都市のイメージ向上の効果が期待されるBRT<sup>※2</sup>の導入を検討します。
- カ 公共交通機関のネットワークが充実している都心部や観光地周辺においては、パークアンドライド<sup>※4</sup>等により郊外部からの自動車の過度な乗り入れを抑制し、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。

※1 LRT：次世代型路面電車ともよばれ、従来の路面電車に比べ振動が少なく、低床式で乗降が用意であるなど、車両や走行環境を向上させ、人や環境にやさしく経済性にも優れているとされる公共交通システム

※2 BRT：輸送力の大きなバス車両の投入、バス専用レーンや公共車両優先システム等を組み合わせた環境にもやさしい高機能バスシステム。なお、「京都市環境モデル都市行動計画」におけるIBTも含まれる。

※3 ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方。

※4 パークアンドライド：クルマの市街地への乗り入れを抑制し、都市の慢性的な交通渋滞を緩和することを目的として、自宅から乗ってきたクルマを、途中で駅周辺の駐車場に停めてもらい、バスや電車などの公共交通機関への乗継ぎを促す制度

- キ 駐車場は、都市の装置の一つとして、重要な施設であり、必要な駐車需要等を踏まえた有効活用と将来の適切な配置を誘導します。また、都心において、必要以上の駐車場の整備を抑制するなど、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、公的施設や大型商業施設の駐車場も含め、京都にふさわしい駐車場施策を推進します。
- ク 商業・業務機能と居住機能が共存する職住共存地区については、歩いて楽しいまちづくりの先導的な地区と位置付け、自動車交通の抑制を進めるとともに歩行空間の拡充・魅力の向上に努め、歴史的・文化的資源である京町家の再生・活用と合わせて、魅力的な都市空間を形成していきます。
- ケ 東京や関西国際空港等の外部からの観光客の玄関口となる京都駅については、京都市最大のターミナルとして、「使いやすさ・やさしさ」や「京都」を感じることできる「魅力・美しさ」を備え、国内外の来訪者に対して「おもてなし」の心に満ちあふれ、「活気・にぎわい」にあふれた南口駅前広場の整備を推進します。
- コ 自家用車から公共交通機関への利用転換を推進する施策を図りながら、観光地や自然的資源、鉄道駅等を有機的につなげ、まちの魅力を楽しみながら安全・快適に歩ける魅力的な道路空間の形成を進めます。
- サ 河川等を軸として、社寺や史跡等の歴史的資源や道路空間における街路樹をネットワーク化し、緑の軸や風の通り道を確保することにより、歩いてゆっくと散策できるうるおいある歩行者空間の形成を図ります。

施策の一例

- ・ 観光スポットが集中している東大路通の自動車抑制と歩道拡幅及び無電柱化
- ・ 四条通での歩道拡幅による公共交通優先化
- ・ 京都駅南口駅前広場の整備
- ・ 新しい公共交通の実現に向けた検討（LRT<sup>※1</sup>やBRT<sup>※2</sup>等）
- ・ 都心における駐車場整備の抑制など、公的施設や大型商業施設の駐車場を含め、京都にふさわしい駐車場施策の推進
- ・ 既存駐車施設の有効活用（自動二輪車等の駐車施設確保等）
- ・ 民地内のオープンスペースの確保（地区計画、総合設計制度等の活用）
- ・ 観光地周辺における魅力的な道路空間の形成（舗装の美装化や無電柱化、休憩できる小広場の確保、観光案内標識の統一等）
- ・ 歩いて楽しい安全で魅力的な歩行者空間の形成（歴史都市京都にふさわしいデザインの統一性を持った石張りやインターロッキング<sup>※3</sup>等の舗装の実施、無電柱化、街路樹など効果的な緑化の推進等）

※1 LRT：次世代型路面電車とも呼ばれ、従来の路面電車に比べ振動が少なく、低床式で乗降が用意であるなど、車両や走行環境を向上させ、人や環境にやさしく経済性にも優れているとされる公共交通システム

※2 BRT：輸送力の大きなバス車両の投入、バス専用レーンや公共車両優先システム等を組み合わせた環境にもやさしい高機能バスシステム。なお、「京都市環境モデル都市行動計画」におけるIBTも含まれる。

※3 インターロッキング：舗装に用いるコンクリートブロックの一種

### (3) 歩行者と共存した自転車利用の促進

歩行者と自転車が共存し、安心・安全に通行でき、健康づくりにもつながるよう、自転車の通行する区域や自転車等駐車を確保することにより、自転車利用環境の改善を図り、利用を促進します。



■ 松尾駅自転車等駐車場

#### 【具体的な方針】

- ア 自転車が通行する区域の明確化や自転車等駐車の確保をはじめとする、安心・安全で快適な自転車利用環境の整備を行うとともに、鉄道駅周辺等における自転車等の放置防止に関する啓発活動や放置自転車等の撤去を実施することにより、自転車利用マナー・ルールの確立を図り、自転車と歩行者が共存できる空間づくりを推進します。
- イ 幹線道路を中心に、自転車道、自転車レーンの整備や既存の自転車歩行者道等を再整備することにより、自転車通行環境のネットワーク形成を図ります。
- ウ 鉄道駅周辺等については、民間事業者等との連携を図りながら自転車等駐車の確保を図ります。集客施設等については、自転車駐車の付置義務<sup>※1</sup>制度などにより自転車等駐車の整備を促進します。
- エ レンタサイクルについては、都心部では、自転車総量の抑制による違法駐輪の減少、環境負荷の低減が見込まれるとともに、観光地では、観光振興に寄与する手段として期待されていることから、民間事業者との連携を図りながら導入を促進します。

#### 施策の一例

- ・ 広幅員の歩道における自転車が通行する区域（通行帯）の整備
- ・ 自転車等駐車の確保や整備の促進（既存駐車施設などの有効活用など）等

※1 自転車駐車の付置義務：施設等に付随して自転車駐車を設置すること。京都市では、小売店舗、遊技場及び銀行・信用金庫、飲食店、病院等、学習施設、博物館等、スポーツ施設、郵便局、映画館、カラオケボックス、レンタルビデオ店及び官公署を付置義務の対象としている。

## 第3節 景観

目標とする都市の姿を実現するための景観の方針として、京都の優れた景観を「守り」、「育て」、50年後、100年後の未来へと引き継ぎ、歴史都市・京都の都市格と魅力といった付加価値を高めていくため、三山をはじめとする自然景観の保全や地域の特色をいかした町並み景観の保全・再生・創造を景観政策によって着実に推進します。

### 【関連計画】

京都文化芸術都市創生計画，京都市景観計画，京都市歴史的風致維持向上計画 等

### (1) “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成

三山をはじめとする自然と共生する景観を形成するため、盆地を取り巻く三山の緑の保全・再生や眺望景観<sup>※1</sup>、借景<sup>※2</sup>を保全・創出するとともに、重要な景観資源となる河川空間の魅力向上を図ります。



■ 鞍馬地区（自然風景保全地区）

#### 【具体的な方針】

- ア 市街地の背景として眺望される緑豊かな山並みは、長い歴史を通じて我が国の文化を育んできた京都の町及びこれを流れる川と一体となって山紫水明<sup>※3</sup>と形容される特有の優れた都市風景を形成しており、将来の世代に継承できるように、山並みの風景の保全・再生を図ります。
- イ 市内の緑豊かな山々と歴史的資産が集積する優れた自然景観や山すそに広がる緑豊かな住宅地などでは、都市の風致の保全を図ります。
- ウ 建築物の高さは、都市全体の景観形成に大きな影響を及ぼすことから、三方をなだらかな山々で囲まれた京都の盆地の風土やこれらの山並みとの調和に配慮し、都心部から三山の山すそに行くにしたがって次第に建築物の高さが低くなるような構成を基本としつつ、隣接する市街地間の高さの格差の抑制や土地利用にも配慮した高さ規制とします。

※1 眺望景観：特定の視点場から眺めることができる特定の視対象及び眺望空間から構成される景観で、境内の眺め、通りの眺め、水辺の眺め、庭園からの眺め、山並みへの眺め、「しるし」への眺め、見晴らしの眺め、見下ろしの眺めのいずれかに該当するもの

※2 借景：造園技法の一つで、庭園外の山や樹木、竹林などの自然物等を庭園内の一部として背景を取り込むことで、前景の庭園と背景となる遠景とを一体化させた景観を形成する手法のこと。

※3 山紫水明：山は日に映えて紫色に見え、川の水は澄んで清らかであること。山や川の景色が美しいこと。江戸時代の歴史学者、頼山陽が移り住んだ鴨川のほとりからの眺めを愛し、書齋に名づけた「山紫水明処」に由来する。

施策の一例

- ・ 緑豊かな山並みの保全・再生（自然風景保全地区※<sup>1</sup>）
- ・ 都市の風致の保全（風致地区※<sup>2</sup>等）
- ・ 都市近郊や市街地の緑地の保全（近郊緑地特別保全地区※<sup>3</sup>や特別緑地保全地区※<sup>4</sup>）
- ・ 建築物の高さ規制（高度地区※<sup>5</sup>）
- ・ 京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインに基づく森林景観づくり 等

- ※1 自然風景保全地区：市街地からの背景として眺望される緑豊かな山並みの自然風景を保全するため指定した地区
- ※2 風致地区：都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため、風致の維持に必要な区域を定め、建築行為だけでなく、樹木の伐採や宅地造成等の開発行為に対しても必要な規制を行っている地区のこと。
- ※3 近郊緑地特別保全地区：都市近郊における樹林地のうち、相当規模の面積を有し無秩序な市街化の恐れのある区域のうちとくに重要な地区
- ※4 特別緑地保全地区：都市計画区域内において、都市の無秩序な市街化の防止に資する緑地等、都市における良好な自然的環境となる緑地のうち、特に重要な地区
- ※5 高度地区：用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地域地区のことであり、本市では、居住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均衡の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として、土地利用及び地域特性を考慮して16種類の種別の建築物の高さの最高限度を指定している。

## (2) 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

歴史的景観の保全・再生とともに、創造的視点を加えた、新たな時代を代表する優れた景観の創出を図り、これらが調和する都市イメージの具現化を図ります。

### 【具体的な方針】

- ア 数多くの歴史・文化資源が集中し、東山、北山、西山等を背景にして恵まれた自然環境と一体をなす山ろく部の特色ある歴史的風土の保存を図ります。
- イ 歴史都市・京都を構成する世界文化遺産をはじめ、様々な歴史的建造物や史跡名勝、さらには、群をなす優れた伝統的建造物など市内に点在する歴史遺産<sup>※1</sup>を積極的に保存します。
- ウ 歴史遺産<sup>※1</sup>の周辺等には、京町家<sup>※2</sup>をはじめとする歴史的建造物や庭園が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生・活用を図ります。
- エ 京町家<sup>※2</sup>や近代洋風建築が残り歴史的風情をたたえる良好な景観の保全・再生を重点的に推進します。
- オ 歴史的な景観や地域の特性と調和しつつも、時代を象徴する現代的な優れたデザインの建築物等を積極的に誘導します。



■ 祇園新橋地区（伝統的建造物群保存地区）



■ 嵯峨野の竹林と竹穂垣（歴史的風土特別保存地区）

### 施策の一例

- ・ 優れた歴史的風土の保存（歴史的風土特別保存地区等）
  - ・ 歴史的風致の維持及び向上（歴史的風致維持向上計画に定める重点区域の設定等）
  - ・ 特色ある歴史的な町並みの保存（伝統的建造物群保存地区等）
  - ・ 京都を彩る建築物や庭園の保存・活用
  - ・ 無電柱化の推進
  - ・ 優れた建築計画の誘導（優良デザイン促進制度）
- 等

※1 歴史遺産：文化財や景観重要建造物、歴史的風致形成建造物など

※2 京町家：京都市内で戦前に市街化されていた地域において、伝統的な軸組木造の構造で大戸、虫籠窓等の特徴的な外観を持ち、通り庭、続き間、坪庭、奥庭を保っているか、過去に有していた建築物

### (3) “京都らしさ”をいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成

日常の暮らしや生業から醸し出される京都らしさをいかした個性ある多様な空間を創出するとともに、これらが連続し、重なり合うことによっても、京都らしさを感じさせる都市空間の創出を図ります。

#### 【具体的な方針】

- ア 歴史的景観を形成している建造物群が存する地域やまとまりのある景観の特性を示している市街地の地域では、その良好な景観の保全及び修景を図ります。
- イ おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地を景観形成の重点地域として、市街地景観の整備を図ります。
- ウ 歴史的な建造物、河川等の自然環境、三山の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や比叡山等の遠くの景観要素を庭園に取り込み一体的な景観として捉える借景<sup>※1</sup>等、視界に入る全ての景観が重なり合って織り成す「景色」「風景」が集合して京都の景観を構成する大きな要素となっているとともに、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、眺めを見る人それぞれが持つ文化的背景や感性も含まれたものとして、眺望景観<sup>※2</sup>の保全・創出を図ります。

#### ■ 景観地区<sup>※3</sup>

■山ろく型美観地区（鹿ヶ谷周辺）



■山並み背景型美観地区（下鴨周辺）



■岸辺型美観地区（鴨川沿岸）



■旧市街地型美観地区（麩屋町通沿道）



■歴史遺産型美観地区（高台寺周辺）



■沿道型美観地区（烏丸通沿道）



※1 借景：造園技法の一つで、庭園外の山や樹木、竹林などの自然物等を庭園内の一部として背景を取り込むことで、前景の庭園と背景となる遠景とを一体化させた景観を形成する手法のこと。

※2 眺望景観：特定の視点場から眺めることができる特定の視対象及び眺望空間から構成される景観で、境内の眺め、通りの眺め、水辺の眺め、庭園からの眺め、山並みへの眺め、「しるし」への眺め、見晴らしの眺め、見下ろしの眺めのいずれかに該当するもの

※3 景観地区：景観法や都市計画法に基づく、市街地の良好な景観の形成を図るために都市計画に定めることができる地域地区のこと。

施策の一例

- ・ 良好な景観の保全・再生（歴史的景観保全修景地区，界わい景観整備地区）
- ・ 市街地景観の形成（景観地区※<sup>1</sup>）
- ・ 眺望景観※<sup>2</sup>の保全・創出（眺望景観保全地域）

等

## （4）都市の活力を生み出す景観形成

京都に付加価値をもたらし，居住者や来訪者の増加，優れた人材の集積，地場産業・観光産業・知恵産業等への投資の増大につなげることにより，都市の活力の維持・向上の源とします。

【具体的な方針】

ア 優れた景観の保全，創出に積極的に貢献する建築計画や地域住民の自主的な環境づくりによる良好な景観形成に関する提案を基に，市街地景観の保全，創出を図ります。

イ 眺望景観※<sup>2</sup>は，「公共の財産」であることを認識し，市民や事業者等の意識啓発に努めるとともに，市民等から残していきたい眺望景観※<sup>2</sup>や借景※<sup>3</sup>に関する提案を受けて積極的に眺望景観※<sup>2</sup>の保全・創出を図ります。

ウ 歴史的な景観や地域の特性と調和しつつも，時代を象徴する現代的な優れたデザインの建築物等を積極的に誘導します。

施策の一例

- ・ 市民主体の景観づくりの取組
- ・ 景観計画※<sup>4</sup>・眺望景観※<sup>2</sup>の提案制度の活用
- ・ らくなん進都※<sup>5</sup>のシンボル軸となる油小路通のまちなみの整備
- ・ 優れた建築計画の誘導（優良デザイン促進制度）

等

※1 景観地区：景観法や都市計画法に基づく，市街地の良好な景観の形成を図るために都市計画に定めることができる地域地区のこと。

※2 眺望景観：特定の視点場から眺めることができる特定の視対象及び眺望空間から構成される景観で，境内の眺め，通りの眺め，水辺の眺め，庭園からの眺め，山並みへの眺め，「しるし」への眺め，見晴らしの眺め，見下ろしの眺めのいずれかに該当するもの

※3 借景：造園技法の一つで，庭園外の山や樹木，竹林などの自然物等を庭園内の一部として背景を取り込むことで，前景の庭園と背景となる遠景とを一体化させた景観を形成する手法のこと。

※4 景観計画：景観行政団体が定める景観づくりに関する総合的な計画（景観法第9条）

※5 らくなん進都：新しい京都を発信するものづくり拠点としてまちづくりを進めている地域。油小路通を中心に概ね十条通，宇治川，東高瀬川，国道1号に囲まれた約607haの地域

## (5) 重要文化的景観の保全

京都の景観は、山紫水明<sup>※1</sup>の自然景観や日常の生活や生業を通じて創り出されてきた文化的景観<sup>※2</sup>などによって織り成されています。国内外の人々を魅了する京都の文化的景観<sup>※2</sup>を次世代に伝えるため、その保全を図ります。



■ 北山杉の景観

### 【具体的な方針】

ア まちなかや山間部など、日常生活や生業を通じて創り出され、長い年月の積み重ねを経て現在まで継承されてきた京都の文化的景観が、国が選定する重要文化的景観<sup>※3</sup>となるよう、地域が育ててきた景観を守っていきこうとする人々などと連携しながら取組を進めます。

#### 施策の一例

- ・ 重要文化的景観<sup>※3</sup>の選定の申出に向けた調査の実施 等

- ※1 山紫水明：山は日に映えて紫色に見え、川の水は澄んで清らかであること。山や川の景色が美しいこと。江戸時代の歴史学者・頼山陽が、移り住んだ鴨川のほとりからの眺めを愛し、書齋に名づけた「山紫水明処」に由来する。
- ※2 文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第五号）
- ※3 重要文化的景観：日本の景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、都道府県または市町村が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして文化財保護法第134条第1項の規定に基づき国（文部科学大臣）が選定した文化財。

## 第4節 防災

目標とする都市の姿を実現するための防災の方針として、京都に暮らす人々だけでなく、京都を訪れる人々にとっても、災害発生時における安心・安全を確保し、被災後の都市機能<sup>※1</sup>を確保するため、「災害による被害を防ぐ（防災）」、「災害の被害を軽減する（減災）」という考えのもと、歴史の継承をはじめとした地域特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって都市の防災力を向上させることで、災害に強い都市の形成を図ります。また、被害を受けた場合においても、都市、人々の生活、地域コミュニティ、産業、京都ブランドを再生するために、地域社会の強い絆を守りつつ迅速な復旧・復興を図ります。

### 【関連計画】

京都市防災水利構想，京都市水共生プラン，京都市防災都市づくり計画，京都市建築物耐震改修促進計画，京都市建築物安心安全実施計画，京都市地域防災計画，細街路<sup>※2</sup>対策指針（仮称）等

### （1）様々な災害に対する対策

#### ①地震に対する対策

地震による被害を防ぐため、ライフラインや橋りょう等の都市施設の耐震化を図るとともに、被害を軽減させるため、耐震対策について意識啓発等を努めます。また、全ての建築物についても耐震化の促進や建築物の長寿命化により健全なストックの形成を促し、京都らしさの継承・創造を図ります。



■ 東日本大震災

### 【具体的な方針】

- ア 老朽化した水道管や下水道管の更新，無電柱化や耐震性の高い共同溝の敷設を推進するなど，ライフラインの耐震化を図ります。また，一部のライフラインが不通の場合にも他のルートで代替可能なネットワークの構築を図ります。
- イ 橋りょうをはじめとする都市施設の耐震化を促進します。

※1 都市機能：商業機能，産業機能（知恵産業含む），業務機能，文化交流機能等

※2 細街路：幅員が4m未満の道

- ウ 文化財や京町家<sup>※1</sup>、避難地周辺や避難路沿道の建築物、防災拠点等、建築物全般の耐震診断・改修を促進するとともに、耐震化についての意識啓発及び知識の普及を図ります。
- エ 建築物の長寿命化により健全なストックを形成し、既存建築物における事故<sup>※2</sup>の予防・啓発により、安全性の向上を図ります。
- オ 液状化対策の検討、大規模盛土造成地の把握に努める等、地盤の安全性確保を図ります。

施策の一例

- ・ ライフラインや橋りょうをはじめとする都市施設、建築物の耐震化
- ・ 液状化危険度の高い地域の周知
- ・ 建築物の長寿命化による健全なストック形成（既存建築物の適切な維持管理、定期的な点検調査、計画的な改修・修繕の促進）
- ・ 都市防災性能の確保（地区計画の活用、建築基準法などの見直しに向けた取組、京都の地域性を踏まえた独自基準の策定等）
- ・ 大規模な盛土宅地の調査
- ・ 木造家屋の耐震化に向けたネットワーク組織の構築
- ・ 耐震診断・改修を促進するための支援策（京都市木造住宅耐震診断士派遣事業等）
- ・ 地震災害における危険性の評価や情報提供（地震ハザードマップの活用やマスメディア・広報の活用等）

※1 京町家：京都市内で戦前に市街化されていた地域で、伝統的な軸組木造の構造で大戸、虫籠窓等の特徴的な外観を持ち、通り庭、続き間、坪庭、奥庭を保っているか、過去に有していた建築物  
※2 既存建築物における事故：既存建築物の外壁材やガラスの落下、天井の崩落等

## ②水災害等に対する対策

水災害等による被害を防ぐため、土地利用の規制・誘導、浸水防止策の推進、流域からの雨水の流出の抑制等を図るとともに、被害を軽減させるため、水害に対する意識啓発などに努めます。

また、土砂災害や雪害などの対策についても、検討を進めます。



■ 福岡豪雨災害

(資料：6. 29博多駅周辺浸水調査連絡会作成パンフレット「1999. 6. 29福岡豪雨災害～博多駅周辺の状況～」)

### 【具体的な方針】

- ア 土地利用の規制・誘導や建築物の地階・地下街・地下鉄などの浸水防止策の強化を、関係者等との連携により図ります。
- イ 突発的におこる浸水被害を軽減させるために、河川や下水道（雨水管・貯留管）等を整備するとともに、森林や農地の適正な管理・保全等、行政と市民が協力して流域からの雨水の流出の抑制を図ります。
- ウ 土砂災害や雪害にも強い道路をはじめとする基盤整備を図ります。
- エ 水災情報システムを有効利用するとともに、浸水実績・想定区域の公表、水害に対する意識啓発などに努めます。

### 施策の一例

- ・ 都市の保水機能の確保（開発行為等における流出抑制措置や計画的な整備による下水管渠等の雨水排水・貯留機能の向上、公共施設における雨水貯留施設<sup>※1</sup>の積極的な導入、雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度等の活用による住宅や事業所単位での雨水の流出抑制等）
- ・ 災害時における危険性の周知（ハザードマップの活用等）
- ・ 土砂災害の防止（道路法面の保護対策、土砂災害警戒区域<sup>※2</sup>、宅地造成工事規制区域<sup>※3</sup>、急傾斜地崩壊危険区域<sup>※4</sup>）
- ・ 異常気象時通行規制区間（雨量）や冬季交通困難箇所（積雪）、離合困難箇所の対策（山間部の道路改良）

- ※1 雨水貯留施設：公園、校庭、集合住宅の棟間その他の空地若しくは地下又は建築物の一部に設置する雨水を一時的に貯留するための施設。
- ※2 土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命または、身体に危害を生ずる恐れがあると指定された区域。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条）
- ※3 宅地造成工事規制区域：宅地造成に伴い発生するがけ崩れや土砂の流出による災害が発生するおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする区域で、京都市が指定した区域です。一定規模以上の宅地造成工事について、災害の防止のため必要な規制を行うもの。（宅地造成等規制法）
- ※4 急傾斜地崩壊危険区域：崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのある区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）

### ③火災に対する対策

火災による被害を防ぐため、市街地における建築物の不燃化などの防火性能の向上や建築物の延焼防止を図るとともに、被害を軽減させるため、防火対策について意識啓発等を努めます。また、文化財、京町家<sup>※1</sup>などの京都固有の建築物についても保全、再生、活用することで、建築物の長寿命化や健全なストックを形成し、京都らしさの継承・創造を図ります。



■ 実験による防火性能の検証

#### 【具体的な方針】

- ア 京都駅周辺や都心部の繁華街など不特定多数の人々が集まる市街地では、建築物の不燃化を促進します。また、土地の高度利用を図るべき幹線道路沿道においても、避難機能や延焼防止機能の確保を図るため、建築物の不燃化など防火性能の向上を促進するとともに、街路樹の充実を図ります。
- イ 既成市街地等で、木造建築物が密集している地域については、建築物の防火性能の向上を促進します。
- ウ 既存建築物において防災性能を向上させることにより、火災の予防及び安全性の向上を図ります。
- エ 文化財や京町家<sup>※1</sup>等を安心・安全な建築物として継承し、防災性能の確保を図るため、市民の自主的な防災の取組との連携を図りつつ、京都市独自の防火性能を確保する新たな仕組みを導入します。
- オ 耐震性のある水利の確保により、消防活動体制の充実を図ります。
- カ 防火対策について日常から積極的に意識の啓発を図ります。

#### 施策の一例

- ・ 建築物の不燃化や防火性能の向上（防火地域，準防火地域の指定）
  - ・ 文化財や京町家<sup>※1</sup>の防災性能の確保（建築物の規制などの総合的な取組，法制度の見直し，京都の地域性を踏まえた独自基準の策定等）
  - ・ 耐震型防火水槽及び防火井戸の整備
- 等

※1 京町家：京都市内で戦前に市街化されていた地域で、伝統的な軸組木造の構造で大戸、虫籠窓等の特徴的な外観を持ち、通り庭，続き間，坪庭，奥庭を保っているか、過去に有していた建築物

## (2) 被災後を想定した対策

### ① 避難対策

災害時の避難や被災後の二次災害を防ぐため、避難路や地域の避難場所の確保を図ります。



■ 防災施設を備えた太秦安井公園

#### 【具体的な方針】

- ア 防災上、重要な都市計画道路の整備を推進します。
- イ 避難路等、都市防災の観点を踏まえ、都市計画道路の見直しを検討します。
- ウ 広域避難場所となる総合公園、近隣公園等の整備や生活圏の地域の集合場所となる街区公園の整備を推進します。また、災害時における身近な防災活動拠点ともなる地域の集合場所においては、防災施設を備えた公園の整備を図ります。
- エ 広域避難場所や地域の集合場所、既成市街地等における低未利用地<sup>※1</sup>等の状況を踏まえ、都市計画公園の見直しを検討します。
- オ 地域の生活に密着した小・中学校（跡地を含む）などにおいては、災害時に必要な消火、生活用水などに活用できる防災水利の防災施設整備を進めます。
- カ 細街路<sup>※2</sup>対策や密集市街地<sup>※3</sup>対策、スプロール市街地<sup>※4</sup>対策等において、避難経路等の確保を図ります。
- キ 都市防災の観点などを踏まえ、スプロール市街地<sup>※4</sup>等における長期末着手の土地区画整理事業の見直しを検討します。

#### 施策の一例

- ・ 避難路の整備
- ・ 密集市街地<sup>※3</sup>における安全性の確保（防災街区整備地区計画の活用、住宅市街地総合整備事業、継承性のある避難経路協定の活用等）
- ・ 防災施設を備えた公園施設の整備（備蓄倉庫、災害用マンホールトイレの導入等）
- ・ 小・中学校（跡地を含む）などにおける防災施設整備（備蓄倉庫等） 等

※1 低未利用地：適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

※2 細街路：幅員が4m未満の道（建築基準法における非道路を含む。）

※3 密集市街地：敷地、道路が狭く、老朽木造建築物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地

※4 スプロール市街地（スプロール化）：道路などの必要な都市基盤が不足している宅地が、都市周辺に無秩序に拡散する現象。そうした市街地をスプロール市街地と呼ぶ。

## ②迅速な復旧と復興

被災後の迅速な復旧や支援活動のため、防災拠点機能の充実や橋りょうの耐震化、代替路線の確保も含めた道路ネットワークの形成を図ります。また、歴史都市京都のアイデンティティ<sup>※1</sup>を継承していくため、市民とともに防災活動を通じて地域のまちづくりに取り組み、被災後の復旧・復興について検討を行います。

### 【具体的な方針】

- ア 緊急物資等の備蓄・集積機能、広域応援の受入機能、ヘリコプター輸送への対応等、広域的な防災拠点機能の充実を図ります。
- イ 震災をはじめとする大規模な災害による被害を軽減するために、地域の災害対応力の更なる向上を目指すとともに、活動助成等を行います。
- ウ 歴史都市京都のアイデンティティ<sup>※1</sup>を継承していくために、市民とともに行う防災活動を通じて、地域コミュニティ<sup>※2</sup>との意思疎通を図り、被災後の復興に向けた事前の準備を推進します。
- エ 市民の市街地復興への理解と円滑な復興を進めるため、平常時から情報提供や啓発を進め、市民主体のまちづくりに対する理解を高めます。

#### 施策の一例

- ・ 緊急輸送道路の整備
- ・ ボランティアセンターの活用
- ・ 自主防災組織等に対する教育訓練の充実
- ・ 市民啓発として市民防災センターを活用
- ・ 市民への情報提供や啓発（マスメディア・広報の活用等） 等

※1 アイデンティティ：都市を特徴づける個性や独自性

※2 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

## 第5節 道路

目標とする都市の姿を実現するための道路の方針として、「ものづくり都市・京都」を支える都市の骨格である幹線道路<sup>※1</sup>と市民の活動を支える補助幹線道路<sup>※2</sup>等を連携させることにより、円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性向上を図るとともに、災害時における避難や緊急輸送の機能を確保するため、幹線道路ネットワークの充実を図ります。

### 【関連計画】

京都市・京北町合併建設計画，京都市建設局中長期運営方針 等

### 【具体的な方針】

ア 市内の各地域間の多様な都市活動による自動車交通需要への対応，市内の交通渋滞の解消，補助幹線道路や細街路<sup>※3</sup>への通過交通の流入抑制，災害時の緊急輸送道路，避難路の確保等の観点から，関西国際空港や都市間を結ぶ名神高速道路や京都第二外環状道路等と市街地を有機的に繋げ，都市間の道路交通や市街地構造の骨格となる幹線道路の整備を推進します。



■ 久世北茶屋線

イ 市民生活や都市活動の利便性向上，安全性の確保に向けて，補助幹線道路の整備を推進します。

ウ 山間部の交通ネットワークを強化し，地域間交流の活性化を図るために，幹線道路等の整備を推進します。

エ 市街地と京北地域の速やかな一体化と，京北地域における地域間の連携強化を図るため，幹線道路等の整備を推進します。

オ 踏切による交通渋滞の解消や安全性の向上，鉄道による地域の分断の解消等を図るため，立体交差化を推進します。

カ 無電柱化やユニバーサルデザイン<sup>※4</sup>の推進，道路空間の再構成を行うことにより，安心・安全で快適な歩行空間を創出します。

キ 都心部や拠点整備を行う地域においては，道路や地下空間，建築物の敷地の一部などに様々な歩行者空間を確保し，それぞれの空間を有機的に結び付けながら，安心・安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。

※1 幹線道路：地方生活圏や大都市圏内の骨格となるとともに，高速自動車国道を補完して生活圏を相互に連絡する道路。都市部では，その骨格又は近隣住区の外郭となる道路をいう。

※2 補助幹線道路：幹線道路を補完し，幹線道路の交通を集散させる機能をもつ道路で，住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が，日常生活に利用する道路のうち，幹線的な道路をいう。

※3 細街路：幅員が4m未満の道

※4 ユニバーサルデザイン：製品や施設等を，すべてのひとが利用しやすいデザインにすることを目指す考え方。

ク 道路に関するアセットマネジメント※<sup>1</sup>による、計画的な補修を行うなど道路構造物の長寿命化に努めます。

ケ 都市計画道路の整備状況の推移や各種施策によるまちづくりの進捗状況等を見据え、都市計画道路網の見直しを検討します。

施策の一例

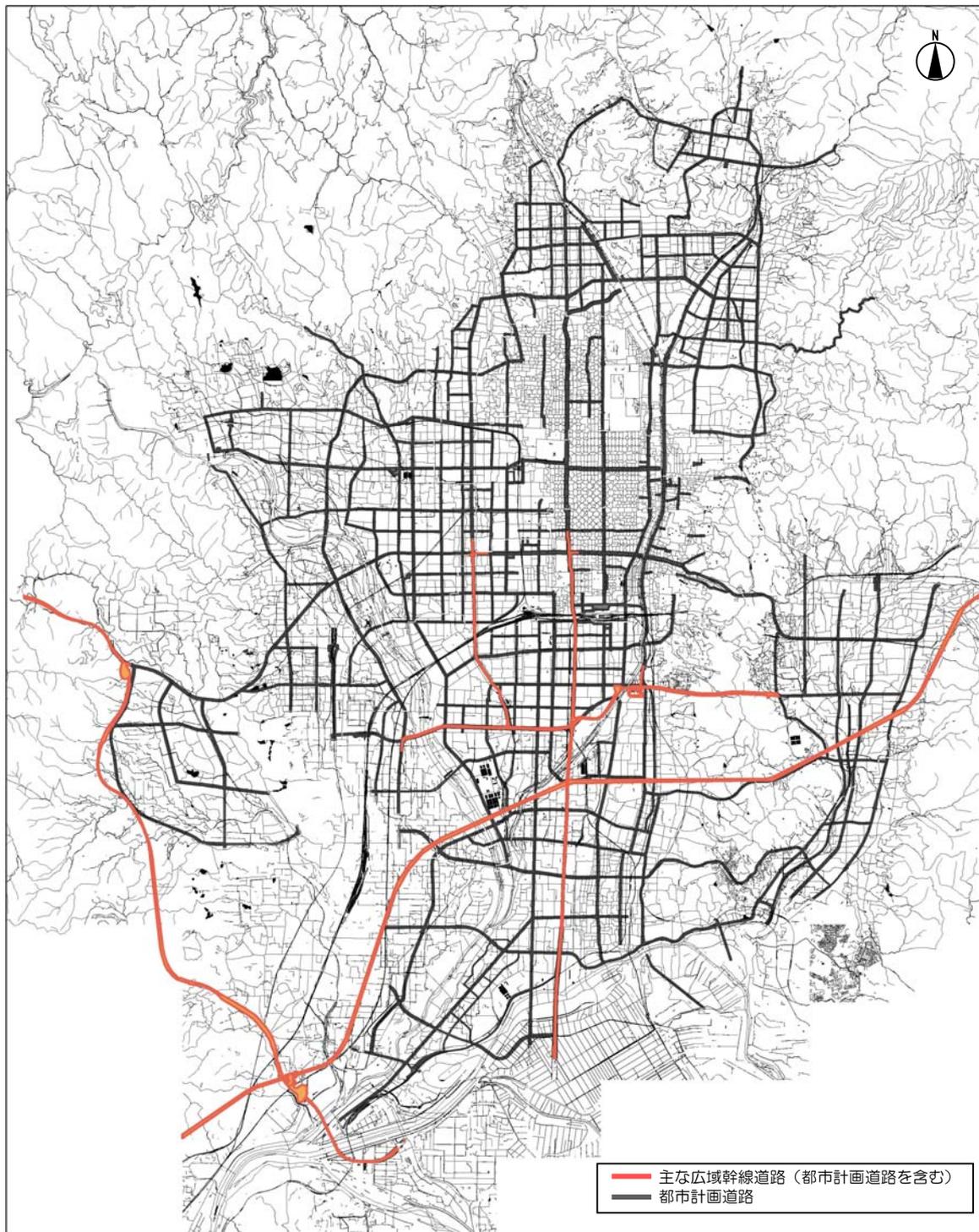
- ・ 道路網の整備（都市計画道路の整備等）
- ・ 鉄道の高架化（連続立体交差事業等）
- ・ 道路空間の再構成（既存道路内での歩道拡幅、広幅員の歩道における自転車が通行する区域（通行帯）の整備等）
- ・ 無電柱化やユニバーサルデザイン※<sup>2</sup>（バリアフリー化※<sup>3</sup>等）の推進
- ・ 民地内のオープンスペースと歩行者空間の一体化（地区計画、総合設計制度等の活用等）
- ・ アセットマネジメントの推進
- ・ 都市計画道路網の見直し 等

※1 アセットマネジメント：橋梁、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより最も費用対効果の高い維持管理を行う概念

※2 ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることを目指す考え方。

※3 バリアフリー化：障害者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態

■ 主な広域幹線道路と都市計画道路



## 第6節 公園・緑地

目標とする都市の姿を実現するための公園・緑地の方針として、地球環境、生物多様性<sup>※1</sup>、歴史の継承などに留意し、ヒートアイランド現象<sup>※2</sup>の効果的な抑制、都市のうるおい、市民の精神的な充足、防災面など、緑が持っている様々な機能を確保し、低炭素社会<sup>※2</sup>を実現するため、身近な公園・緑地や交流を生み出す拠点の充実を図ります。

また、本市の歴史的景観の礎となっている三山の緑と市街地を結び、連続性があり骨格となる街路樹や河川の緑などの充実を図ります。

### 【関連計画等】

京都市水共生プラン、京都市建設局中長期運営方針、京都市緑の基本計画、<sup>みやこ</sup>京のみどり推進プラン等

### (1) 身近な公園・緑地の充実

地域特性や時代のニーズ、ユニバーサルデザイン<sup>※4</sup>の理念に対応するよう、新たな整備を推進するとともに、住民の協力のもと既存の公園・緑地の再整備も推進し、公園・緑地を充実していきます。また、京都に多い神社仏閣等の緑の維持・保全や建築敷地等を活用した緑の確保など、身近な緑の充実を図ります。



■ 桜井公園

### 【具体的な方針】

ア 既成市街地については、生活圏に即し、防災機能等も重視して、歩いていける範囲での身近な公園を適切に配置します。また、面的な緑を新たに増やすことが困難な都心部においては、借地型公園など、従来とは異なる手法によりオープンスペースを確保します。

イ 現在も市街化が進む地域については、環境保全、レクリエーション、防災の3つの基本的な機能強化を図るために、まとまった規模を持つ公園・緑地の確保に努めます。

ウ 住民参加による、住民のニーズを踏まえた公園の整備を図ります。

- ※1 生物多様性：地球上に存在する生物の、種内・種間の関係性においてそのバランスが保たれることによって育まれる、にぎわい豊かな状態。
- ※2 ヒートアイランド：都市部では、エネルギーが大量消費されており、また、地面の大部分はアスファルトやコンクリート等の透水性、透湿性の低い物質に覆われている。このため、日中は水分蒸発による温度低下がなく、蓄えた熱を夜間に放出するため、夜間温度が下がらず、都市部では郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象。
- ※3 低炭素社会：地球温暖化の一つの原因となる二酸化炭素の排出を現状の都市構造や、産業構造、ライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用、二酸化炭素吸収源の確保などによって実現を目指す。
- ※4 ユニバーサルデザイン：製品や施設が、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることを目指す考え方。

- エ 駅前広場や交差点等に、市民や来訪者がくつろぐことができる緑地帯の整備や、シンボルトリーの植栽を図ります。
- オ 整備後長期間が経過し、地域のニーズに合わなくなるなどした公園については、地域の声を聞きながら利用しやすい公園の再整備を計画的に推進します。
- カ 神社仏閣等の緑については、歴史都市京都の財産であることから、公園・緑地と同様に緑のオープンスペースとして引き続き維持・保全を求めています。
- キ 市街地内の緑を確保し、緑視率<sup>※1</sup>の向上を図るため、建築敷地内における緑のオープンスペースの確保、工場における敷地内緑地や緩衝緑地の確保など、多様な敷地内緑化を促進します。
- ク 都市計画公園の見直しについては、緑の基本計画との整合とともに、広域避難場所や地域の集合場所の配置、既成市街地等における社寺仏閣や河川沿いなどのオープンスペースの状況を踏まえて検討します。

施策の一例

- ・ 従来と異なる手法によるオープンスペースの確保（学校跡地の活用、借地型公園等）
  - ・ 建築敷地内での緑化（樹木の植栽や壁面緑化、緑化地域の指定検討、地区計画等）
  - ・ 住民参加による公園整備（ワークショップ等）
  - ・ 長期未着手都市計画公園の見直し
- 等

※1 緑視率：人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合。緑被率では算定されにくい、市民の身近にある軒下の花、生け垣、壁面緑化、街路樹や借景としての緑地、山等の立体的な緑を算出する指標。

## (2) 交流を生み出す拠点等の充実

都市の新たな魅力となるスポーツ・レクリエーション等の拠点を充実させることで、市民の健康と交流を育みます。また、多様な里山※<sup>1</sup>の緑の保全・再生や、自然・歴史資源をいかした交流拠点等の整備拡充など、地域の特性をいかした、交流拠点の充実を図ります。



■ 宝が池公園子どもの楽園

### 【具体的な方針】

- ア 自然環境や地域の特性をいかした運動公園の充実に向けて、スポーツ拠点となる公園の整備を図ります。
- イ 自然環境や地域の特性をいかした特色のある総合公園及び広域公園等の充実に向けて、レクリエーション拠点及び災害時の広域避難場所となる公園の整備を図ります。
- ウ 三山などにおいては、自然環境と生態系の保全とともに、市民のレクリエーション空間としての活用を図ります。
- エ 多様な里山※<sup>1</sup>や既存の自然・歴史資源をいかし、山村交流を生み出す体験型施設等の充実を図ります。

#### 施策の一例

- ・ スポーツ・レクリエーション拠点の整備（宝が池公園，岡崎公園，淀城跡公園，水垂運動公園等）
- ・ 三山の適正な管理 等

※1 里山：原生的な自然地域と都市地域の間中に位置し、人の手が入っていない「手つかずの自然」ではなく、人が暮らすことによって作り上げられた自然。

### (3) 街路樹・河川など連続性のある緑の充実

京都らしい景観に配慮しながら、幹線道路における街路樹の充実や水辺空間における緑の充実を図るなど、周辺の山々と市街地を結ぶ連続性があり骨格となる太い軸の緑を充実させるとともに、道路や小河川等の「線」と市街地内の「点」の緑をネットワークさせることで、まちなみ景観の統一やヒートアイランド※1現象の緩和に寄与する風の道の形成、災害時の延焼遮断や避難路の強化、生物多様性※2に寄与する生き物の通り道の確保等を図ります。



■ 西京区桂坂の紅葉

#### 【具体的な方針】

- ア 既存の街路樹の充実等により、多様な緑のネットワークの形成を図ります。
- イ 水辺空間の緑を充実し、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ウ 幹線道路や主要な河川を軸として、道路空間における緑を充実し、河川の水辺保全を進めることにより、緑の軸や風の通り道を確保するとともに、神社仏閣等の歴史・文化資源とネットワーク化することにより、歩いてゆっくと散策できるうるおいある歩行者空間の形成を図ります。

#### 施策の一例

- ・ 街路樹の充実（新設する道路や既存の道路における街路樹の整備、街路樹の健全な育成等）
- ・ 河川の緑化（多自然川づくり等）

※1 ヒートアイランド：都市部では、エネルギーが大量消費されており、また、地面の大部分はアスファルトやコンクリート等の透水性、透湿性の低い物質に覆われている。このため、日中は水分蒸発による温度低下がなく、蓄えた熱を夜間に放出するため、夜間温度が下がらず、都市部では郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象。

※2 生物多様性：地球上に存在する生物の種内・種間の関係性において、そのバランスが保たれることによって育まれるにぎわい豊かな状態。

## 第7節 市街地整備

目標とする都市の姿を実現するための市街地整備の方針として、細街路<sup>※1</sup>や密集市街地<sup>※2</sup>について、歴史都市京都の特性に応じた対策を講じることによって防災力を向上するとともに、スプロール市街地<sup>※3</sup>について、多様で実効性のある修復型のまちづくり<sup>※4</sup>を検討し、推進することによって安心・安全な市街地の形成を図ります。また、市街化区域内で基盤整備を進めている地域においては、計画的な市街地が形成されるよう誘導を図ります。

### 【関連計画】

京都市防災都市づくり計画，京都市建設局中長期運営方針，細街路対策指針（仮称）等

### （1）密集市街地等に関する対策の推進

京都らしさを維持しながら都市防災上の安全性を向上させるため、市民との連携のもと、個々の細街路の特性に応じた実効性の高い細街路対策を推進します。

また、京町家<sup>※5</sup>や神社仏閣等が織りなす京都らしい町並みを継承しつつ、市民と行政との協働により、地域の特性に応じた防災対策を推進し、災害に強いまちをつくります。



■ 細街路の様子

### 【具体的な方針】

#### （細街路対策）

- ア 伝統的構法による京町家<sup>※5</sup>の増築や建替えを円滑に行うことができるよう、また、歴史的な細街路について景観や防災の観点から各々の特性に応じた建築制限の付加及び緩和を可能とするよう、法制度の整備に向けた取組を進めます。
- イ 防災上の課題を有する袋路等の細街路について、防災訓練や防災マップの作成など、地域コミュニティ<sup>※6</sup>が主体となった取組や細街路の拡幅、沿道建築物の不燃化・耐震化、オープンスペースの創出により、防災力の向上を図ります。

※1 細街路：幅員が4m未満の道

※2 密集市街地：敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地

※3 スプロール市街地（スプロール化）：道路などの必要な都市基盤が不足している宅地が都市周辺に無秩序に拡散する現象。そうした市街地をスプロール市街地と呼ぶ。

※4 修復型のまちづくり：基本的なまち構造は変えず少しずつ改善を重ね良好なまちを作り上げる手法

※5 京町家：京都市内で戦前に市街化されていた地域において、伝統的な軸組木造の構造で大戸、虫籠窓等の特徴的な外観を持ち、通り庭、続き間、坪庭、奥庭を保っているか、過去に有していた建築物

※6 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

ウ 道路や公園など基盤整備が十分ではない既成市街地では、地域コミュニティ<sup>※1</sup>の継承に配慮して建築物の更新を誘導するとともに、避難経路の確保や耐震改修などの促進を図ります。

(密集市街地<sup>※2</sup>対策)

エ 密集市街地の実態を把握し、京都型の地域防災手法の確立など多角的な検討を行うとともに、低層高密の京都らしさを継承しつつ、老朽建築物の建替えや改修、狭小宅地の改善の促進、安全性の高い住宅の供給、住宅地における避難地や多方面への避難経路の確保、地域における防災まちづくり活動の支援等を図ることにより、安心・安全なまちづくりを総合的に推進します。

オ 住・工が共生している地域では、個別の密集市街地の実態や居住環境の課題を明らかにし、地域コミュニティによるまちづくりの取組を基礎としながら、状況に応じて小規模な面的整備やきめ細やかな修復型再生整備を検討し、良好な住環境と工場等が共生する地域の形成を図ります。

施策の一例

- ・ 歴史都市京都の町並み景観保全など、細街路の特性に応じた道路指定制度の創設
  - ・ 基盤整備が不十分な既成市街地での避難経路等の確保
  - ・ 地域コミュニティの良さをいかした快適で安全な袋路の再生
  - ・ ゆとりある市街地環境の再整備の誘導（隣接地の取得に対するインセンティブ付与による2戸1化の促進、細街路の拡幅整備支援など）
  - ・ 密集市街地における安全性の確保（老朽建築物等の建替促進、防災街区整備方針の策定、継承性のある避難経路協定の活用等など）
- 等

※1 地域コミュニティ：地域住民が、生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

※2 密集市街地：敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地

## (2) 修復型まちづくりの検討と計画的な市街地の形成

高度経済成長期に計画的な都市基盤整備がなされずに開発された市街地においては、地域の状況を把握したうえで、土地区画整理事業などの面的整備手法等による市街地の修復方法を検討し、安心・安全で快適な居住環境の確保を図ります。また、市街化区域内で基盤整備を進めている地域においては、計画的な市街地が形成されるよう誘導を図ります。



■ 伏見西部地区

### 【具体的な方針】

- ア 高度経済成長期<sup>※1</sup>に計画的な道路整備が不十分なまま急速に市街化された地域については、生活道路の整備や避難経路の確保、公園の整備などにより過密化の解消を進めるとともに、住民との協働による修復型のまちづくり<sup>※2</sup>を進め、安全で住みやすい環境の確保に向けて市街地の修復を促進します。
- イ 土地区画整理事業<sup>※3</sup>が未着手のままスプロール市街地<sup>※4</sup>が形成された地域については、土地区画整理事業だけではなく、地域の実情に応じた防災性能を向上させる多様な手法を検討し、実効性のある防災対策を講じることにより、安全な市街地の形成を促進します
- ウ 市街化区域内で基盤整備を進めている地域については、スプロール化<sup>※4</sup>の防止や計画的な市街地整備を誘導します。
- エ 土地区画整理事業の必要性・実現性や都市防災の観点を踏まえ、長期未着手の土地区画整理事業の見直しを検討します。

### 施策の一例

- ・ 柔軟な土地区画整理事業の実施（小規模の土地区画整理事業や沿道区画整理型街路事業、沿道整備街路事業による都市計画道路の整備等）
  - ・ 新たなスプロール化<sup>※4</sup>の防止
  - ・ 長期未着手の土地区画整理事業の見直し
- 等

※1 高度経済成長期：日本経済が飛躍的に成長を遂げた1950年代半ばから1970年代初頭までの期間。一般的には、高度経済成長は第一次オイルショックの1973年までとされている。

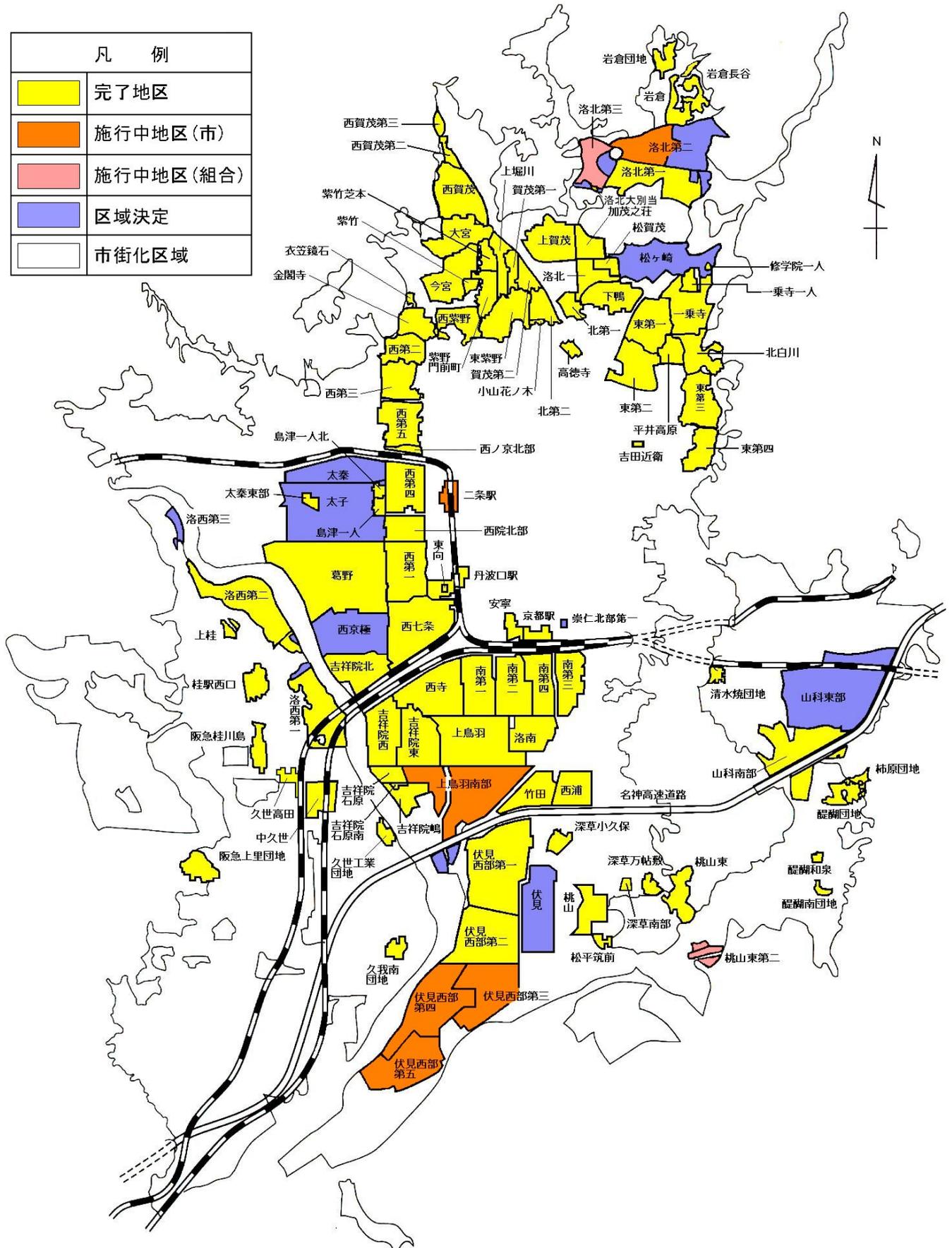
※2 修復型のまちづくり：基本的なまちの構造は変えず、少しずつ改善を重ね良好なまちを作り上げる手法。

※3 土地区画整理事業：道路・公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために、その区画形質を整え、公共施設の新設・改良を行い、良好な宅地の供給などを行う事業のこと。

※4 スプロール市街地（スプロール化）：道路などの必要な都市基盤が不足している宅地が、都市周辺に無秩序に拡散する現象。そうした市街地をスプロール市街地と呼ぶ。

土地区画整理事業施行位置図

凡 例	
	完了地区
	施行中地区(市)
	施行中地区(組合)
	区域決定
	市街化区域



平成23年9月現在

## 第8節

# 水・河川

目標とする都市の姿を実現するための水・河川の方針として、「水と共に生きる」という水共生の理念のもと、流域全体を見据えた治水対策、良好な水環境の実現、健全な水循環の回復、豊かな水文化の創造及び雨水の利用という基本方針に従い、みずみずしい都市と暮らしの再生を図ります。

### 【関連計画等】

京都市水道マスタープラン、京都市下水道マスタープラン、京都市水共生プラン、京（みやこ）の水ビジョン、京都市建設局中長期運営方針 等

## （１）都市全体を見据えた治水対策

頻発する集中豪雨に伴い発生する浸水被害に対して、流域全体を見据えた治水対策による災害に強いまちの形成を目指し、河川や下水道の整備だけでなく、森林や農地等を適正に管理・保全することにより、流域からの雨水の流出を抑制します。また、浸水被害を最小限に抑えるため、水災情報システム<sup>※1</sup>を活用するとともに、流域の保水・遊水機能を保全するための土地利用の規制・誘導や浸水実績・想定区域の公表、水害に対する意識啓発などに努めます。



■ 円山川の氾濫  
（台風23号（平成16年10月23日）近畿北部）

### 【具体的な方針】

- ア 鴨川、桂川、宇治川などの河川は市民にとって広大なオープンスペースであり、自然にふれあえる整備を管理者に要請するとともに、災害時における危険性の周知なども含めた治水対策を管理者とともに推進します。
- イ 浸水対策の必要な箇所では、河川や雨水幹線等を整備し、雨水排水・貯留機能の向上を図るとともに、河川整備等と連携した治水対策を推進します。
- ウ 地下街等では、関係者と連携した浸水対策を推進するとともに、浸水被害を軽減させるために建築物の地下室や地下街などの浸水防止対策を図ります。

※1 水災情報システム：台風や集中豪雨による被害の軽減を図るため、市域の雨量、河川水位、気象情報等を的確に把握するとともに、浸水が発生する時期、範囲、規模を予測し、市区災害対策本部や各局等が行う水災害対応活動の支援を行うとともに、避難が必要な地域の自主防災組織、地下施設や要配慮者利用施設の管理者、防災関係者等に、携帯メール、電話等により迅速に避難情報を伝達するシステム。

エ 地下水の涵養<sup>かんよう</sup>により、平常時の河川流量の回復を目指し、上流域に広がる森林、市街地内の雑木林、寺社林、水田、畑など、水源涵養<sup>かんよう</sup>に効果が期待される緑地、農地の保全を図るとともに、市街地では雨水浸透施設<sup>※1</sup>の設置を推進します。

オ 身近な水源である雨水について、公共公益施設、事業所のみならず、個人住宅等においても利用を推進します。

カ 流域の保水・遊水機能を保全するための土地利用の規制・誘導を図るとともに、市域の雨量、河川水位、気象情報などの情報の共有化や過去の水害時における危険性を周知し、適切な避難誘導や水防活動により浸水被害を最小限にとどめます。

■ 流域貯留のイメージ（資料：京都市水共生プラン）



出典 流域貯留浸透施設パンフレット (社) 雨水貯留浸透技術協会

施策の一例

- ・ 都市の保水機能の確保（開発行為等における流出抑制措置や、下水管渠等の雨水排水・貯留機能の向上、公共施設における雨水貯留施設<sup>※2</sup>の積極的な導入、雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度等の活用による住宅や事業所単位での雨水の流出抑制等）
  - ・ 都市型水害<sup>※3</sup>への対策（貯留管等の雨水流出抑制施設の整備等）
  - ・ 過去の浸水実績、浸水想定区域の周知（ハザードマップの活用等）
  - ・ 水災情報システムの有効利用の促進
- 等

※1 雨水浸透施設：雨水を透水性の舗装体やコンクリート平板の目地等を通して地中に浸透させる機能を持つ施設。  
 ※2 雨水貯留施設：公園、校庭、集合住宅の棟間その他の空地若しくは地下又は建築物の一部に設置する雨水を一時的に貯留するための施設。  
 ※3 都市型水害：都市化が進展することで、地面がコンクリートやアスファルトに覆われ、雨水の浸透が減少していることにより、集中豪雨などで都市の河川や用水路・下水道の能力を超える時に起きる水害のこと

## (2) 豊かな水環境・水文化の創出

普段の河川流量回復や地下水の保全、ヒートアイランド現象<sup>※1</sup>の緩和などにつなげるため、都市化によって変化した水循環系をできるだけ自然本来の姿に近づけるとともに、雨水の利用、河川の水質の維持・向上など、豊かな水環境の創出に向けた取組を図ります。

また、身近にある水との関わりを深め、水と親しむ文化を育み、誇りと豊かさが実感できる身近な水辺空間の保全・創出を図ります。



■ 堀川の親水整備

### 【具体的な方針】

- ア 都市内の保水機能の確保や雨水循環の促進を図ります。
- イ 河川整備については、生物が住みやすい環境の保全や親水性の向上に配慮しながら、河川環境の向上やせせらぎの創出を行い、うるおいある多自然川づくりを進めます。
- ウ 合流式下水道区域において、雨天時に河川等へ流出する未処理下水やごみ等を削減する改善対策を実施することで、汚濁負荷の削減を図り、雨の日も水環境を守ります。
- エ 市内河川と下流域の水環境を守るため、既存下水処理施設の改築更新時期に併せて、高度処理施設を段階的に整備します。
- オ 屋上緑化、街路樹、農地、公園・緑地などの市街地内の緑の保全・整備、水面の保全と創出、透水性舗装による雨水浸透の促進などによりヒートアイランド現象<sup>※1</sup>の緩和に努めます。
- カ 山紫水明<sup>※2</sup>に象徴される鴨川を中心とした京都の美しい自然と景観を守り育てるため、良好な水辺環境と沿川景観の保全と創出に管理者とともに努めます。
- キ 市民と水との関わりを取り戻すために、身近なせせらぎの整備などにより、目に触れる水辺空間を創出するとともに、多様な生態系の保全等に配慮した川づくりや、環境との調和に配慮した農業用水路・ため池の維持等に努めます。
- ク 伝統的な水文化の再生のために土木・文化遺産の保全・活用を図り、身近な水文化の創造のために、人と水が身近に接することができるような取組を推進します。

### 施策の一例

- ・ 良好な水環境の維持・回復（雨天時下水を一時的に貯留する幹線等の整備や処理施設の高度処理化等）
  - ・ ヒートアイランド現象<sup>※1</sup>の緩和（道路整備等における透水性舗装の活用等）
  - ・ 親水性の高い河川整備（せせらぎの整備等）
- 等

※1 ヒートアイランド現象：都市部では、エネルギーが大量消費されており、また地面の大部分はアスファルトやコンクリート等の透水性、透湿性の低い物質に覆われている。このため、日中は水分蒸発による温度低下がなく、蓄えた熱を夜間に放出するため、夜間温度が下がらず、都市部では郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象。

※2 山紫水明：山は日に映えて紫色に見え、川の水は澄んで清らかであること。山や川の景色が美しいこと。江戸時代の歴史学者・頼山陽が、移り住んだ鴨川のほとりからの眺めを愛し、書齋に名づけた「山紫水明処」に由来する。

## 第9節

# その他市民の暮らしを支える施設

市民の暮らしを支える供給施設及び処理施設（卸売市場、火葬場、ごみ焼却場等）や公共公益施設（病院や学校、官公庁等）は、市民の暮らしに必要不可欠です。一団地の住宅施設は、急増する都市人口の受け皿として、市民の暮らしを支えてきました。

それぞれに施設の特성에応じた周辺環境に十分配慮した適切な立地や既存施設の有効活用、機能の集積・高度化等を図ることで、都市機能の維持・向上を図ります。



■ 中央卸売市場第一市場

### 【関連計画等】

京都市中央卸売市場第二市場「京（みやこ）ミートマーケット」マスタープラン、京都市循環型社会推進基本計画 等

### 【具体的な方針】

- ア 市民の暮らしを支える施設は、それぞれの施設や地域の特性に応じて、適切な配置を図ります。なお、その際には、周辺環境との調和ある共存を図ります。
- イ 既存施設においては、長期的見通しに立った計画的な施設の改修や設備の改良等を行うことで、安定的な機能の維持や周辺への環境負荷の低減を図ります。
- ウ 供給施設及び処理施設については、循環型社会<sup>※1</sup>の形成に向けた廃棄物の減量化やリサイクルの促進に対応し、また、既存建築物の有効活用や整備改善を図るとともに、周辺環境に十分配慮した計画的な立地を図ります。
- エ 市民の暮らしを支える公共公益施設については、地域の核として利便性を高め、それぞれの施設や地域の特性に応じた機能の集積と高度化を図ります。
- オ 高度成長期において、急増する都市人口の受け皿として住宅の供給を支えてきた一団地の住宅施設については、社会動向を踏まえ、そのあり方について検討します。

### 施策の一例

- ・ 周辺環境や、安全面及び物流効率に十分配慮した施設整備
- ・ 社会動向を踏まえた既存施設の更新（中央卸売市場第二市場、京都会館等）等

※1 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。